

每月一回發行

BULLETIN
DE LA

SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

(FONDÉE EN MARS 1888.)

No 70. M A R S 1894.

(LE BULLETIN PARAÎT TOUS LES MOIS.)

明治廿一年五月創刊

第
三
月
刊
行

大
東
本
監
獄
協
會
雜
誌

明
治
廿
七
年

第七拾號

大日本監獄協會雜誌第七拾號目次

- 論說
 - 長野縣監獄署全圖并概要
 - 教育と犯罪との關係に就きて
 - 監獄改良の新説
 - 維新後の監獄沿革史(承前)
- 雜錄
 - 補助証書の授與
 - 鎌倉中に保かる利事被告人の接見
 - 女監取締の年齡
 - 警察留置場に在る囚人
 - 囚人の被服
 - 監獄の醫務
 - 囚人費用支辨方
 - 女監取締押丁採用規則私案
 - 女監取締への注意
 - 万国監獄會議
 - 佐野尙氏の出發
 - 第六十八號買疑刑法第五十一條の應用に就きて
 - 北石居士に答ふ
 - 第六十九號矢島勇君の實録三問に答ふ
 - 矢島勇君の實録に答ふ
 - 本誌第六十九號實録應答欄内山梨谷村鳩牛君の答に就きて
 - 實録二件
 - 如何にせば監獄制度の本旨を貫徹すべき(承前)
 - 第五回巴里万国監獄會議
 - 法學士
 - 石田氏幹譯
 - 囚徒骨格測定法(承前)
 - 加地針太郎譯
 - 三〇
 - 寄書
 - 看守の姿勢上に就きて一言す
 - 女監取締は女子師範學校卒業生及び之を全等の學力を有する者を採用すべし
 - 監獄規則全廢を希望す
 - 押丁諸君に望む
 - 監獄改良歌
 - 監獄改良の先鞭
 - 看守諸君に告ぐ
 - 司獄官諸君に望む
 - 留置幸助君の勸諭主義に就きて一言す
 - 南都氏の寄書に就きて
 - 留置幸助君の勸諭主義に就きて一言す
 - 談
 - 昔時北海道土人の刑罰の概要
 - 四六
 - 官報
 - 五件
 - 五〇
 - 通信
 - 廣島縣聯合府縣典獄會雜事
 - 五五
 - 佛蘭監獄協會主幹アボルト氏死せり
 - 臥牛
 - 生
 - 投
 - 五八
 - 調
 - 雜誌の番頭
 - 無給の料理人
 - 中間の校風
 - 六
 - 一

●寄附金

一金拾圓也

右は當明治廿七年佛國に於て開設の萬國監獄會議へ列席の爲め貴會員御派出の趣了承就ては聊か敬意を表し當監獄署員一同より前記の金員右費用の内へ寄附任度候間御受領被下候は、本懐の至に御座候則別紙郵便爲換券壹葉相添へ此段得貴意候敬具

明治廿七年三月十四日 岡山縣典獄西村茂範
大日本監獄協會 庶務局長 石澤謹吾殿

●會告

○本誌寄書家の玉稿は其無名なると匿名なるとに拘はらず都て之を掲げ申度就ては續々玉稿を寄せられんことを切望す但し紙數限りあるを以て長文の御寄書は自然掲載方後るゝことあるを免かれされは成るべく簡單なるものを寄せられたし

○本會に送附する爲替金は東京集治監官舎石澤謹吾氏宛にて東京千住南組千住郵便局に振り込みの事

○通運便を以て送金せられ候節は必ず其持込賃御添へ被下度

○郵券を以て代用せらるゝときは二割増たる事

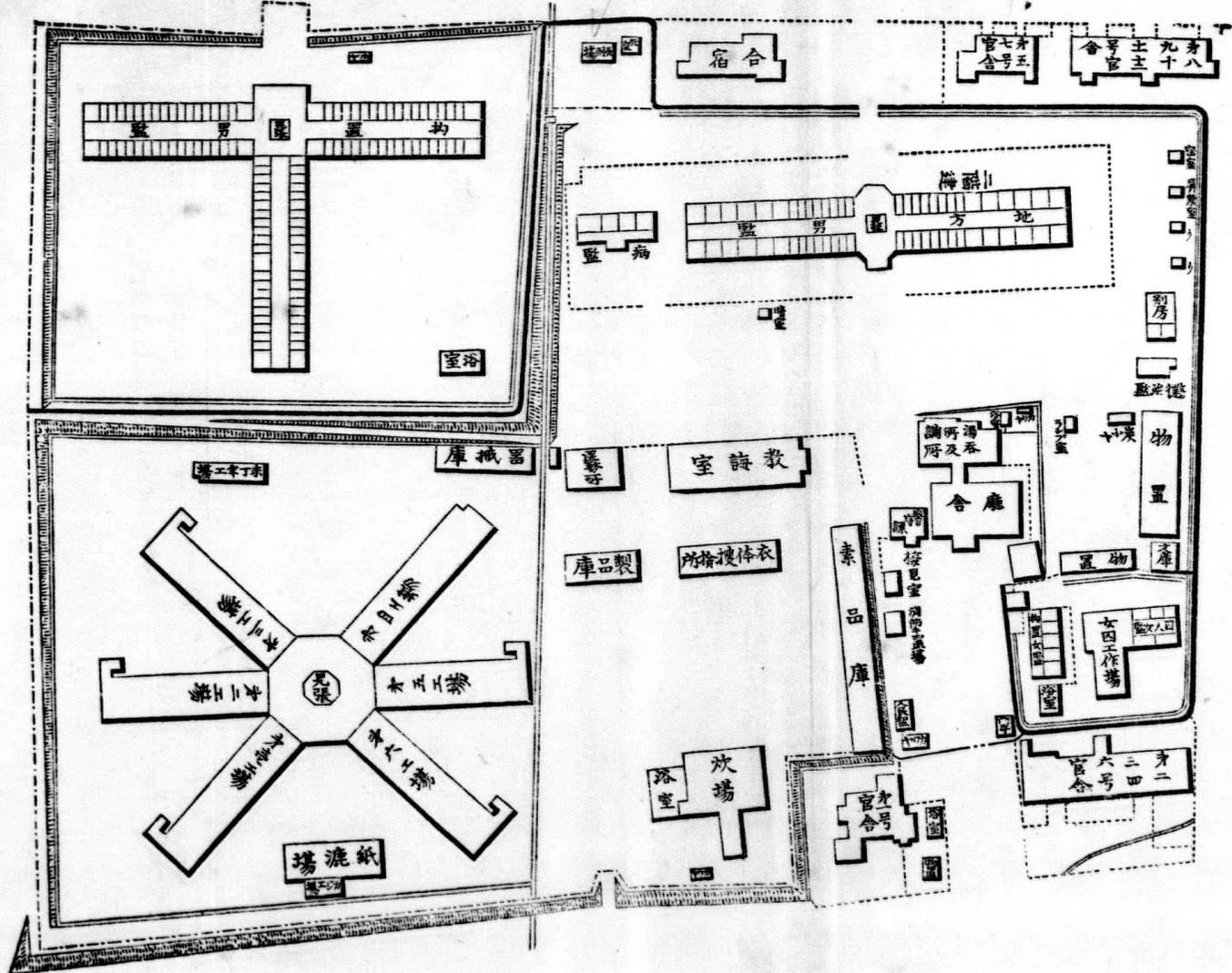
○會費の送附及び會計に關する往復文書は東京集治監官舎にて庶務局長石澤謹吾宛

○會計に關せざる往復文書は東京市牛込區神樂町大日本監獄協會事務所宛

右廣告候事

大日本監獄協會

長野縣監獄署之圖



敷地壹万五千八百八拾二坪一合九勺

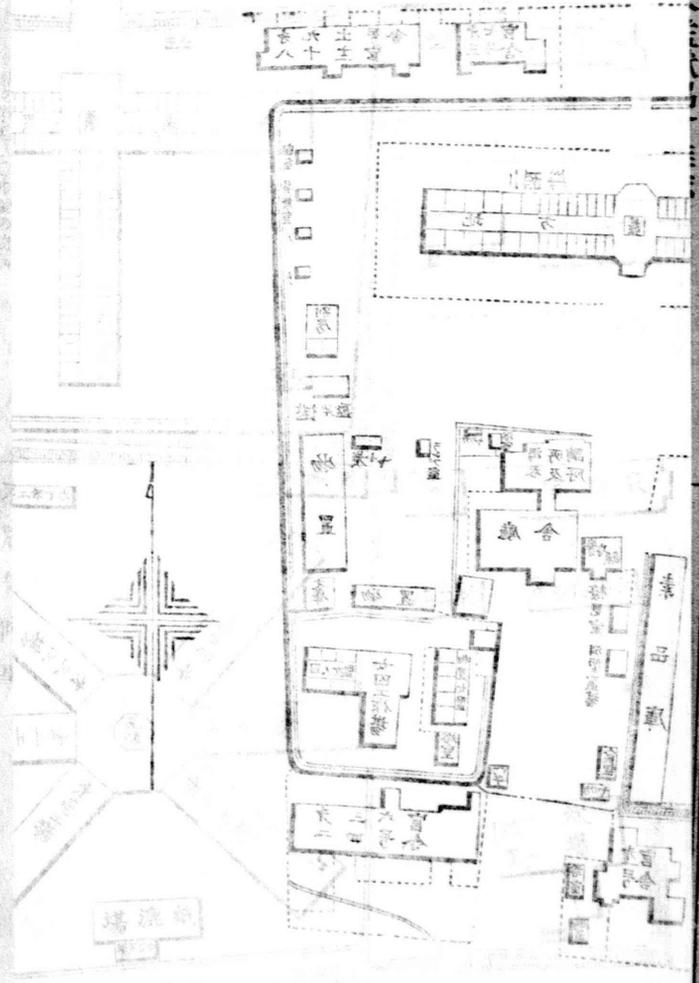
建坪二千七百六十八坪五合

監房八百五拾六坪二合五勺

工場九百三拾三坪

其他九百七拾九坪二合五勺

地方男監ハ二階建トス



大日本監獄協會雜誌第七十號

明治二十七年三月

論 說

◎教育と犯罪との關係に就きて

教育の要は人類正順の成長を助け、諸能力の發育を整理し、各個人の意思行爲を正しうするを圖るに在り、換言すれば、事物を辨するの智識を具備し、良心を養ひ、悪行を避け、身体の健全を保護せしむるに外ならず。然らば教育の結果として、世上に顯るゝものは何と、乃、各個人相互の生業を營み、能く社交上の体面を保つのみならず、益々進んで社會の幸福を増長し、世の文化を高むる如きは、一として教育の結果にあらざるはなし、夫の社會の秩序安寧を保全するは、固より法律の力にありと雖も、抑亦深く其の源に溯りて其の根底を探れば、専ら教育の深淺有無に關係を及ぼさるゝとなきは明かなり、所謂各一個人と、自他衆人との間に存立する關係よりして、人たる者の行狀の上に生ずる邪惡正善の別を明かにするは、道德教育の目的とする所なり、故に社會存立の機關をして、滑かならずしむるの膏油は、獨り法律にあらすして、却て重きを教育に置かざるを得ず、於是乎、教育の犯罪に及ぼす勢力の如何を探究するの必要を生ずるに至る。

教育は人智を進り文化を高むるの一大源泉にして、犯罪とは正しく反比例の結果を顯す可きは、深く信して疑はざる所なり、然れども人智の發達と文化の進歩とは、却て犯罪の増殖を來たすとあるを免れざるに由り、皮

想上より之れを觀れば、教育と犯罪とは、逆比例を爲すとの説は、相衝突して、異様の奇觀あるが如しと雖も、世の發達に伴ひ、犯罪の増殖する所以は、別に其の理由の存するあるなり、決して教育其の物の泉源清からざるか爲りに、濁流を世上に流すにはあらざるなり、看よ上古單純の世に在りては、所謂鼓腹擊壤之民、無爲而治矣、此の時に當りて、法律制定の必要なきは、何れの國と雖も、殆ど其の轍を同しうせり、然れども人智の稍を開け、文化漸く高まり、人事の複雑を來たすに及びて、始めて法律を制定し、社會を保護するの必要を生ずるに至るものなり、抑も社會か此の必要を認むるの理を了得せば、即ち世の發達に伴ひ、犯罪の増殖する所以は自ら釋然たらん

人の行爲上にて、既に犯跡の顯るゝに當たりてや、法律の力を以て之れを禁遏防止す可きは勿論たりと雖も、其の未だ顯れざるに先ち、其の意思を矯正し、鼓舞誘導するの道なかる可からず、此の道を名つけて教育と云ふ、故に教育の勢力は、常に犯罪を未發に防くのみならず、縦令ひ他の惡風を以て之を汚さんとするも、之を刮ふと猶ほ白蓮の汚泥に染まざるか如くならざる可からず、然らば如何して白蓮の性を養はん乎、曰はく、他なし、教育は此の氣質を鍛練する所以のものなればなり

或る教育家云へるあり、凡そ學校にての一切の課業は、必ず生徒たる者の意思行爲を矯正にせしむるに適したるものなざる可からず、若し夫れ學校にして、此の氣習を養ふに足らざらんか、寧ろ教育と稱す可からずと、由是觀之、學校の教科は、一として此の性質を鍛練するの目的に出でざるはなし、故に能く教育にして其の目的を達したらんには、その高潔節操として犯す可からざるものあらん

彼の一朝己の心中に適せざる物に遭遇し、勃然奮激して禁する能はず、遂に正經を脱して、法律の規矩を屢すに至るものゝ狀と據するに、犯罪の當時、其の心意の斷定する所、是非善惡其の間直に一髮と容れざるものあり、要するに之れが裁定を施すべき事物に關し、正しき方位に向かひて、斷定を下すの能力を具備せざるより生ずるの迷誤なり。此斷たる。畢竟道力に因りて營みたる智識を實用するの法を辨せざるの結果にして、關心力の不鍛練より來たす所なりと云はざるを得ず。是等一時犯者は、天質よ於て惡むべき所なきも、無智無謀の餘、遂に茲に至りたるものなり、蓋し無智は犯罪の主要なる原因なりとは、寔に輕ふ可からざるの確言なり、彼の習慣犯者に至りては、今俄かに矯正歸善せしむると甚た難し、然れども其の未だ習慣即ち第二の天性とならざるの前に當たりて、充分に徳性の涵養を爲したらんには、斷して茲に至らざる可きなり

凡そ物は皆原因ありて、後に結果あり、結果を見て、其の原因を究むるは、吾人の正に務むべきものなり、曩に或る重罪囚を拘禁する所の監獄に就きて取調を爲したるに、左の統計を得たり、然れども、犯罪の原因は、單純なるもの少なくして、多くは甚た相復雜し、一概に之か原因なりと論定し難きものあり、所謂原因に原因あり、結果、又、結果を生し、遠因近因頗る錯綜を極むるものありき、譬へば父母なきか爲め、教育なく、教育なきものは、概ね怠惰にして、職業を好まず、職業あらざる者は、財産を得るの途なく、遂に犯罪に至るものあり、或は父母あるも、財産なく、爲に非行を遂げ、或は財産あるも、父母なき爲め、放肆遊蕩忽ち惡友の誘ふ所となるあり、我は父母あり、財産あるも無教育の爲めに、罪を犯すものあり、然れども、父母、教育、財産、職業、此の四つの中、其の一を欠くときは、大に犯罪の素因となり、近因となると、復、疑ふべきにあらず、茲を以て、左の百中の比較を掲げて、諸子の參考に供し、併て少しく論する所あらんとす

- 丁年以上にして両親を有したる者……………五一
- 未丁年にして両親を失なひたる者……………一五
- 未丁年にして両親の一方を失なひたる者……………四九

- 2 教育 稍々教育あるもの……………三七、五
無教育のもの……………六二、五
- 3 財産 稍々財産あるもの……………五一
無財産のもの……………四九
- 4 職業 有職業者……………四五
無職業者……………五五 (未完)

●監獄改良新説

久我 懋 正

監獄の事たる、之が改良を論ずるもの、世間其の人に乏しからずと雖も、其の説を分割すれば、歐米腐儒の糟粕を嘗めて、甘心する活字黨の偏見に非ざれば、獄内皮相の状況を目撃して、得々たる俗吏の臆断に外ならず、明治廿七年の今日に至るまで、發憤興起して、監獄改良の論に、一生面を開かんとする者尠なきは、余が痛歎して措かざる所なり、余無似と雖も、彼れ活字黨の舊套を襲はず、俗吏の臆見に憤はず、聊か聞見する所に就きて、考慮幾年、私に得る所あるを信じて、真正なる監獄改良論の魄始たらんとす、讀者若し余の意見に満足んば、幸に高教を垂れよ、余は取つて他山の石と爲すに憚らざるなり、

回顧すれば、余は明治廿三年無遠慮第五號に「海陸聯合大演習に就きて所感述ぶ」と云へる論説を掲げたるに、時の東京地方裁判所判事三浦芳介氏に、海軍大臣、及、海軍將校を侮辱したるものと認められ、重禁錮六ヶ月、罰金二十圓に處せられしは、實に同年四月廿六日にして、直に鍛冶橋の監獄署に拘囚せられたりき、然れども、余は堅く控訴上告を爲さざるよと決心せり、其の理由は、余自ら罪ありと信じたるに非ざれども、官吏侮辱の如き罪名のものは、多く控訴、及、上告にて、勝利なき前例を聞きたればなり、是に於て、余は五月二日に石川島監獄支署に護送せられ、十月廿三日まで、同署に禁錮せられ、實役に服したりき、余が石川島監獄に下りて、實役に服したるは、活版工場にして、當時余は他囚に言語を交ふることを履しとせざりき、何となれば、余は心に公治長を以て任じ、汚穢なる他囚と伍することを耻ぢたればなり、然るに、他囚は傍に來たりて、痛々社會の事情を問ふ、余其の頷に堪へずして數日を費やししかば、他囚も亦、余に言語を交へず、互に強盜を爲し、過去の事歴を談じ、贖物を得たることを以て快しと爲す、實に耳を蔽はずんばあらず、而して、一年以下の罪囚は、之を以下者と稱し、之を蔑視するのみならず、余の如き罪質の輩は、之を蔑視すること更に太甚し、然れども、後、余の人となりを知るに及びては、彼等は漸次に、其の勢力を失墜し、余、及、靜岡事件にて輕懲役六年に處せられ居たる平澤幸次郎氏の面前にては、強盜の手柄話を爲さるるに至れり、今や監獄改良を論ずるものは、必ず分房制の必要を説く、分房固より可なり、然れども膠柱以て之を斷すべからず、若し必ず分房の制を以て可なりと爲し、罪質に因りて之を分たんか、強盜は強盜と牢を同じうし、強盜は強盜、と房を均しうす、何を以て之を漸愧改悛せしむるを得んや、若、又、罪質を以て之を分かつたず、官吏侮辱、誹毀の如き罪囚と強盜と室を同じうせんか、官吏侮辱、誹毀の如き罪囚は、大概署名編輯印刷人にして、實際は筆を執りたるものに非ず、記事を読みたるものに非ず、太甚しきは、其の新聞雜誌(名前のみの編輯印刷人は、特に日刊新聞に多し)社の受付掛等ありて、到底兇悍なる強盜と、權力の平衡を保つ能はざるものなり、元來新聞雜誌圖書出版物等にて人を侮辱、誹毀したるものを罰するの法條は、極めて不完全にして、實際、侮辱、誹毀したるものは、大概免れ得べき走路を設け置くもの、如し、余の如きも、署名編輯人が、

梅原質造氏の爆裂薬事件に關係して、拘禁の身と爲らざりせば、如何に直筆を振ふも、石川島に至るの憂ひなかりしに、不時に署名人が拘禁せられ、他の署名人を捜索中。一時、自身の名を顯したるが爲めに、斯の如き處刑を受けしのみ。左れば眞に新聞雜誌若しくは圖書にて、誹毀。侮辱の筆を執りたるものを罰せんと欲せば、先づ刑法出版及新聞條例を改めざるべからず。

元來監獄が、刑法、諸條例の罰則と密接の關係を有することは、車の兩輪、鳥の雙翼に異ならず、寧ろ、刑法及諸條例の罰則を。先。改。む。る。に。非。ざ。れば。監獄の改良は。決して行はるべきに非ず。然るに、今日の、刑法及諸罰則にては、偏く犯罪者を罰するのみ能はざるのみならず、反つて罪人を教唆することあり、又、走路を設け易からしめ、眞の犯罪者を罰せずして、所謂提燈持をのみ罰するやに思はるゝことあり、或は普通的手段にて一生涯得べからざる程の大金を、一二年の重禁錮さへ甘ずれば得べきことあり、斯の如きは、罪惡を懲戒威化せしむるに足らず、試みに思へ、大學を卒業したる人とか、新聞社の主筆位の人にも、生涯順路を蹈みて、業務に従はんには、萬金以上の財産を作ることば、容易に得べからず、之に反して、中村道太。森時之助。田島晴雄の如き手段に據らば、二三年の艱難。即。苦。役。さ。へ。甘。ん。ず。れば。鉅萬の富を累ね得べし。恥あるの士より之を見れば、固より有り得べきの理なしと雖も、社會の制裁、既に疎なるの今日にては、只、利を是れ收めんとするもの多きは、決して怪しむべきに非ず、銀行會社の手代、終身營々として、其の財産幾千もあらず、今、一朝非常手段を行へば、子孫に至るまで、營華を極むるに餘りあり、是、豈に刑法の不備なるに職由せざらんや。

拐帯の如き犯罪も、親分は手を下さざるが爲めに、法網を脱かるゝもの多く、大概罰せらるゝものは、之が手下なり、是れ亦た刑法の不完全なるに因る。而して一方を見れば、眞に手を下して官吏侮辱の論説を草し、不敬の文字を列ね、誹毀の言語を掲げしめたる主筆は、大概其の刑を免かるゝのみならず、社會の人も、亦た之を以て卑怯と爲さず、故に見すゝ無實なりと云ふことを知りつゝ、反對の政派政黨の人なれば、之を傷つけ、或は故意を以て、他を排陥する等の事實多しとせず、是れ亦た諸條例の罰則不完全なるに基かざらんや、又、同一の取扱に於ても、或人には苦痛を感ずるも、他の人には苦痛ならざることあり。現に余の如きは、貴血性にして、平常衣服を襲ぬること他人に倍す、然るに、他人と同一に、衣服を給せらるゝこと、なれば、常に塞胃の病を得べし、多血質の人は、余より薄き衣服にて、毫も寒冷を感せずと云へり、然るに、此等の事實を査察せず、漫然畫一の制を施かんと欲せば、豈鑿柄の爲と謂はざるを得ん、

再犯以上の罪囚は、裁判官の批評を爲さざるものなく、曰く、何判事は有罪判事なり、何判事は無罪判事なり、曰はく、何判事は刑が高く、何判事は刑が安しと、而して自己の犯罪に因つて、苦役に就きつゝあることを自覺するもの尠なし。是れ法の宜しきを得ざることを證するに足れり、若し法にして宜しきを得ば、罪囚は自ら幾分の自覺ならざらんや、故に余は飽くまでも、今日の刑法、及、諸罰則を改めんことを望む

刑法は、之を分かつて財産罪と、非財産罪との二種と爲し、財産罪中に属するものは、悉く賠償の趣旨を本とし、假令へば私かに百圓を奪ひしものは、社會に恐慌を及ぼしたるものを、百圓の二倍以上と爲し、二百圓以上を賠償せざれば、如何に獄吏が改換の狀かりと認むるも、出獄せしめざるの類なり、而して強盜の持兇器者、盜品價格の四倍以上。不持兇器は三倍以上を賠償ししむることとし、尙。其の身分。罪狀等に依りて加重するは、裁判官の心證に任かせ。銀行頭取にて、詐僞取財。委託物費消を爲し。警察官にて。強盜盜を働き。裁判官。檢察官。司獄官にて賄賂を貪りたるの類は、其の金額の四倍以上を賠償ししむること。強盜に均しからしむる等の處分を施す可とす。斯の如くなれば、罪囚にして同類を隱蔽し。一身に其の罪を負ふの患なく。盜品を埋

藏して。他日榮華を極むるの資に供するの虞なきのみならず。自ら罪惡は算當に合はざる損害なることを覺り。或は親分に預けたるものを自白し。或は親族朋友に托したるものを出だして。早く放免せらるゝことを期し。再犯以上の刑に觸るゝことなきに至るは。論を俟たず。知るべし。無恥無慚道理の何物たるを辨せず。只。利慾にのみ是れ走る所の情實は。利慾以外に於て感化するの道なきことを。利慾以外に於て感化するの道なきも。仁義道德を説く。抑も痲筋なるなからんや。佛法の教誨多少の利益なきに非ざるべしと雖も。本邦にせば。佛法中に分岐ありて相軋り。日蓮宗徒は眞宗の説法僧を悦ばず。眞宗信者は淨土宗を護るの弊習。未だ止まず。之に加ふるに。耶蘇信者ありて。佛教を宗教視せず。豈に教誨の力に缺くる所なからん。故に余の考案に係る改正刑法の功を收むるの大なるに如かず。而して其の職業の如きは。成るべく罪囚の選擇に任かせ。之を干渉せざるを可とす。

財産罪に非ざる毆打創傷。侮辱。誹毀不敬罪の如き罪囚には。何枚にても自由に。自宅より結衣の差入を許すべし。或は差入を以て逃竄の憂ひある品物を埋藏すべしと爲さば。其の費用をだに被告より拂は。被告の適宜に監獄にて製造し。與ふるも可なり。新聞雜誌の署名人を罰するまどを廢し。必ず主筆を罰することなし。侮辱誹毀不敬罪何れにても文筆上より罪を得たるものは。隨意に何れの監倉中にも居ることを得しむる等の優遇を與へて。他の罪囚に破廉恥罪の卑ひさを覺らしむるの一助と爲すを要す。

見よ今日何れの監獄にても充擱せるものは。窃盜なることを。而して窃盜に次ぐものは。強盜。及。拐帶。詐偽の諸罪囚なり。而して再犯以上のものも。亦。此の輩に多し。如何となれば。獄中到る處。同臭なれば。雖然其の勢力を有し。他の罪囚のものは。容易に之と拮抗し得べからず。勢力のある所。自ら感ひる所ありて。苦痛を感ずるの程度少なり。これ再犯を爲すの原因を爲す。獄中に破廉恥罪を觸むの風習を助長するは。新聞雜誌の主筆記者を之に投下して。新空氣を呼吸せしめ。氣品を高からしむるに在り。

分房制が可なりと云ふ。監獄則が如何に改むべきと云ふは。抑も未なり。形式的の改革は。何人も之を爲し得べきも。實際上の取扱に於て。之を空文に屬せしむるの例は。尠ならずとせす。今日監獄の改良は。形式的よりも。寧ろ人物の改革を先とすべし。巡查を勤むる能はざるものが。看守と爲り。警部にて不評判の者を。看守長と爲すが如き姑息の事のみを旨として。如何に形式的の事を改革するも。監獄の改良に益する所なきや知るべきなり。監獄は。奸惡邪智の輩に入る。所に非ずや。然るに普通の人民すら治り得ざる。巡查警部を移して。此等を感化懲戒せんと欲す。其囚人に愚視せらるゝ怪むに足らず。然れども是れ制度の弊なきに非ず。監獄は警察署に比すれば。勤務時間多し。勤務時間多くして感ひる所尠なし。是れ人の欲せざる所なり。人の欲せざる所に於て人物を得んとすれば。勢報酬を高めざるべからず。然るに監獄は警察と其の報酬に於て異なる所なし。是れ蓋し獄吏の人物。警察に及ばざる所以なるか。監獄則は獄中の憲法に非ずや。然るに。獄吏にして。之が解釋を完全に爲し得るもの尠なく。太甚きは。大に之に矛盾する行爲を爲すものなしとせす。大祭祝日に囚徒の役業を休ましむるの趣旨は。蓋し囚徒に。陛下が一視同仁の大徳にましますことを知らしめんが爲めなり。然るに。囚徒が大祭祝日を忌むこと太甚きは。監獄改良に志あるもの。等閑に附すべきことに非ず。聞く所に囚れば。大祭祝日に。囚徒は終日正座せしめらる。一。平常工場に在れば。正座するも。安座するも。囚徒の自由なり。が爲め。頗る膝。及。足の傷みを覚え。萬一きの字形に傾くことあれば。之を引出して。之を罷責する看守押丁あるを以てなりと。監獄則に教誨聽聞の席に就く時は。慎で容止を正しくすべしとありたるが如く思はる。故に法理より見れば。教誨聽聞の節に非ざれば。多少座を賜すも有恕する所あるべきの理なり。然れども。獄内に在れば。必ず正座せしめらるゝまど。

教誨聽聞の節に異ならざることあるは、是れ余が常に怪訝に堪へざる所なり

余が入獄中、自宅より法令全書を差入れんとせしに、何故か之を許されざりき、監獄則第三十九條に、「現行の法律命令書、并、書籍、用紙、印紙、郵便切手、及、内務大臣に於て許可したるものを除くの外、差入を許さず」云云とあれば、現行の法律命令のみを集りたる法令全書は、差支なきも勿論なるべきに、之を許さるを見て、監獄吏の法律を解釋することが、如何に吾々と異なるかを知るに足らん

東京府下の監獄は、全國の模範と爲らんことを望む。さればまた、他の刺激あるを要す、監獄則に於ては、當局者は、必らず監獄を巡視すべき義務あるかに思はる、然るに余が入獄中一回も有力なる當局者の巡回せられしを聞かざるのみならず、之を他の囚徒に聞くに、嘗て其の事なしと云へり、府會議員は之を巡視するの權利あり、然るに、余が入獄中、之を巡視したるは、芳野世經氏一人のみなりき、而して、芳野氏も、我は府會議員の資格にて、巡視するものなりと名乗らざれば、チョン鬚の一舊弊老爺としか思はれざりしなり

政府が人民に對するには、内に着みて、疚ましきの行なからんことを勉めざる可からず、余が入獄中、詐偽取財の一書生を見たり、平澤氏、屢々、其の者の改悛の心あるを説く、余は故を以て之に出獄の後、多少の保護を興へんことを諾し、其の書生が出獄するや、余が所有の書物を舉げて、悉く彼に與へ、之を以て、大道に古本商を營むべしと云へり、彼も亦之を諾し、警察署に鑑札を願ひしに、警察署にては、監獄中なりとて之を許さざるより、余は私かに疑へり、警察署にて許さざれば、其の間徒食せざるを得ず。斯の如きは、富人に非ざれば爲し得ざるることなり。苟も改過遷善せしめんと欲するに意あらば、警察署は勸諭しても定業に就かしむべき筈なるに、反つて定業に就くを沮むは何ぞやと、故に彼をして余が意見を以て、警察署に反問せしめしに、警察署は答ふらく、定業を爲すは可なり、然れども表面は、父兄の名にて出願すべし、其の足下が之を行ふは若し

かたずと、嗚呼是れ何等の事ぞや、故に政府は宜しく公明正大を専らとし、正實に爲すべきことを諭すべきなり、之を要するに、監獄の改良は、監獄費を國庫支辨と爲せしのみを以て望むべからず、分房制のみを以て期すべからず、獄吏其の人を得たるのみを以て足れりとなすべからず。刑法、及、諸條例の改正、警視總監、檢察官、及、府縣會議員の刺激、出獄囚徒に對する、府縣知事の取扱等も、大に關連する所あるを知るべきなり、説の措難して整然たらざるは、見聞を本として、他の糟粕を借らざればなり、讀者其の概要を取れ

●維新後の監獄沿革史

佐野 尙

(三)第二監獄則時代

若、夫れ我邦に在りて、一の法令として耻しからぬ、而も遇囚諸般の事項を網羅したる監獄則の濫觴を求め、十四年九月太政官公達第八十一號に在るならむ、則ち言を換へて云へば、全監獄則は從來の在監人給與規則、十四年三月在監人傭工錢規則、十四年七月第 合して編製したるものなれば、當に其の体裁の宜しきを得たるのみならず、獄制上進歩したる跡を見ること、亦、尠なからざるなり、例へば、懲治人、別房留置人なるものを置き、監獄の種別を明かにしたるが如き、其の管理の歸する所を示したるが如き、巡閱に依りて、幾多の弊害を脱却せんと試みたるが如き、その他出入監、信書、接見、衛生、賞罰事項の如き、何れも、皆、舊來の面目を一變し、恰も別天地の觀を呈したりき、是れ畢竟刑法の改正に伴ひ、餘蘊なくせられて改善したるものとは云へ、免に角、法文上に於ては、一大進歩したりと謂ひて可なり、若此の際に刑法の改正微かりせば、獄制亦

斯程迄には、進歩せしに、あらざるべし、所謂牛に牽かれて善光寺詣の類か、此の中尤も観る可きものは、囚人を拘禁するに分類法を以てしたると、賞表を附與するとの二なりとす、予輩は前號に於て、監獄則の創建時代は、階級制の幾分を採りたる旨を述べたり、然れども、其の拘禁法に在りては、錯綜混合、亦、其の間一の年齢罪質の如何に頓着なきを以て、其の弊や實に言ふべからず、茲に於て、少なくとも、罪惡傳播を防ぐの目的を以て、犯數年命を以て、區分せんと試みたるなり、試みたることを殊勝なれば、實際は、尙、未だ分類の効を擧ぐる能はずして、唯、法文上の体裁として止まると過ぎざるなり、何となれば、這般の事項は、構造に於て、容易に許さるる所あるを以てなり、漸く實際に行はるゝに至りしは、其の後十七八年の交にありとす

而して賞表を附與するの事は、經濟上にも、別に影響を及ぼさるゝを以て、直に實行することを得、之に依りて、大に因情を和らぐるおとを得、益、改悛の道に向はしむるの嚮導杖となり、其の効績を奏したること、一層大なり、一層大なるに従ひ、又、之を濫用して、強悍なる囚人の甘心を買はんとするの弊を生じぬ、吁、今に至るまで、數、之あるを聞く、甚しきは、之を以て治獄の要訣を得たるものと揚言する者あるに至りぬ、如何に進歩の遅々たる獄政とは云へ、斯程迄に、荒み果てたるものとは思はざりしに

當時、又、囚人中、誘工者、傳告者てふ者を置き、準授業手、若しくは準押丁の如き奇觀ありたりき、奇觀、而かも一面之に依りて、多少の利得を認めたる奇觀なりき

明治十五年四月十日、已決囚賞勸查内規を定めらる、是れ賞表を附與するの標準を示したるものなり

全十五年六月十五日、集治監を北海道札幌縣下空知に置き、空知集治監と稱せられき

全十六年三月三日、福岡縣下三池に、集治監を置き、三池集治監と稱せられき

全十七年七月七日、假留監を兵庫并に、東京、宮城、三池の三集治監に置き、内務省の直轄となし、北海道集治監に發遣すべき囚徒を、其の發送迄、一時拘禁する所とせり

全十八年六月六日、囚徒の外役は、拘禁の主義を貫き難く、且逃走の虞あるを以て、之に使役する囚徒は、最も精選すべき旨を訓示せらる。是に於てか、濫に囚徒を人民に貸付て、勞役に従事せしむることを得ざらむし、畢竟するに、外役は行刑の本旨に戻ること尠なかつざるを以て、内役のなき場合に限りて、特例として之を許すに過ぎざるのみ、然るに、特例却りて常慣となり、多く収入あるを好機となし、數々、之れを許すに至りては、其の弊失亦堪ふべからず、故に特に訓示をなして、間接に禁遏したるなり

全十八年六月廿五日、内務省中の監獄局を廢し、其の事務を警保局に屬し、警保局の中に、監獄課を置き、監獄事務を取扱はしめき

全十八年九月廿一日、北海道根室縣下、釧路國、川上郡、熊手村に集治監を設け、釧路集治監と稱せり

全十九年一月廿六日、北海道に北海道廳を置き、全道の施政并に同道にある樺戸、空知、釧路の三集治監を直轄せしめられき、所謂集治監をして、殖民政略に供したる實を顯はしたるものなるか

全二十年二月二十六日、内務省官制を定められ、其の官制に基づき、内務省に監獄巡閱官を置き、參事官を以て之を兼ねしめ、監獄巡察の事に従はしめき

全二十四年四月九日、參事官の監獄巡閱規程を定められぬ

全二十四年十一月十日、懲治人にして、輔則を謹守し、改悛の狀ある者には、假に出場せしむるの規則を定められき

全二十二年六月廿六日、看守、教誨師、女監取締、押丁、授業手分掌例を定めらる、之に依りて各自の職務劃

然として相分かれき。

全年七月十三日、監獄則を改正せられぬ。

吾人は常に謂へらく、法律の制定は、實情を斟酌務攻せずんば、必ずや其の弊に勝へざるものあらんと、然り然れども、幸にして監獄に在りて、其の弊を見ざる所以のものは、全く當局者の、其の間に在りて、常に指導啓沃したるものあるに由るなり、取りも直さず、此の際に在りては、監獄則は一種の教科書たりしなり、之に依りて、治獄の本旨を了得するを得べし、行刑の趣旨を感知するを得べし、乃、人法を支配したるに非ずして、法人を支配したるの嫌ありと雖も、少なくとも、人法を支配するに至る迄の進歩を來たさば、其の始めは、何等に基因すと云ふども、亦、問ふ所に非ざるなり

(三)第三監獄則時代

明治二十二年七月十三日、監獄則を改正し、尋きて全月十六日監獄則施行細則を發布せられき、是れ則ち現行の法令なりとす、之を前者に比して、行刑上に差したる異徴なしと雖も、施行細則てふもの規定せられ、細密に網羅せられたるに過ぎず、是、亦一進歩の徴候として觀るべきか
然りと雖も、吾人は現時の監獄則を以て、間然すべきものなしとするに非ず、否、今日に在りては、尙、時世後れの法規と謂はざるを得ず、中に間々實行し難きものありと雖も、是は之れ數年前に在りて、彼の指導すべき教科書と異なりて、之に準據するを得ざるものなり、彼の監獄教科則時代に在りては、準據すべきものなれども、治獄者の脳髓、未だ茲に至らざるか故に、法規を以て之れを教へたりと雖も、此に在りては、準據するを得ざるものにして、所謂實情を顧みざるの徒法たるを免れざりしなり

(未完)

雜 錄

○精勤証書の授與

(濫賞にあらざるなき乎)

精勤証書は、特に其の名譽を表彰する爲めに附與するものにして、單に滿三年以上奉職したる者には、何人とも雖も授與され得べきものに非ず、既に其の授與規則にも

第三條 精勤証書は、左の諸項に適合する者に授與すべし

一行狀方正

二勤務勉勵

三事務熟達

四滿三年奉職

と規定せり、徒に三年以上奉職したりとて、必ずしも勤務勉勵と云ふに非ず。况や行狀方正と云ふを得ず。又、況や事務熟達と云ふを得ざるをや。然るに。近來

之を授與するの風。單に第四項を充たさば足れりとなすに至りぬ。是即ち濫賞と云ふべきものにして。當局者は須らく注意せざる可からず。苟も表彰の爲めに規定せられたる所のものを濫授したるが如き事あらば、上政府に對して、由々しき大事と云はざる可からず、濫賞或は尙、恕すべしと雖も、之に依りて其の政府の威信を損するを如何にせん、之に依りて、統御監督の行はれざるを如何にせん、其の關係する所、獨り之れのみならず、看守長任用法に迄及ぼすを知らば、這般の事、亦、輕忽に委し去るを得んや

○豫審中に係かる刑事被告人の接見

(辯護士對刑事被告人)

豫審は、元來密行すべきものにして、公行すべきものにあらず、然るに、辯護士の必要は、公行の際を俟ちて始めて生すべきものにして、豫審中に在りては、固より其の必要を見ざるなり、必要を見ざるが故に、從ひて是非共接見を許さる可からざるの理由あるなし、嘗に理由なきのみならず、却りて之が爲めに、犯

跡の溼滅箱晦を來たすの恐ある場合なしとせず、辯護士も、問々是等の刑事被告人に對して、接見を請ひ豫審の進行を、逐一開知し、他に漏洩することありと云ふ、故に寧ろ豫審中は、辯護士の接見を許容せざるを至當とす、然れども、刑事訴訟法中

第八十五條 密室監禁の場合を除く外、被告人は、監獄則に従ひ、官吏の立會に依り、其の親屬、故舊又は辯護士に接見することを得

とあるを以て、絶對的に之を禁遏すること能はずと雖も、監獄則第三十五條に依り、典獄にして形跡の疑ふべきことありと認むるときは、之を許さざることを得、との明文に基づき、犯跡の溼滅箱晦の處ある者に限りては、許容せざることを得べし

○女監取締の年齢

(三十五歳以上五十歳以下)

女監取締を採用するの年齢は、從來設置程度に依り、四十歳以上と規定せられたれども、其の變更と同時に、年齢を削除せられたり、故に當時に在りては、別に年齢の制限なきが如しと雖も、何れ追ひて其の邊の規定を見ることあるべしと思惟せざる、鄙見の在る所を云へば、願はくは、三十五歳以上、五十歳未満となされ

在監人に貸與する衣類は、元來其の枚數、及、給與時期の規定なしと雖も、自然時季相當のものを着用せしむるを當然とす、然るに冬季に及びて、單衣袷綿入袴袴等一切貸與せしむる所ありと云ふ、是等は所謂細則の精神に戻りたるものにして、偏頗の處置と云はざる可からず、斯の如き事は、固より全國同一の取扱なる等なるに、而も常情を有する者、何人ど雖も、一點の疑を狭ひ所なきに、之を爲すは、不注意と云ふべきものにして、其の他治獄諸般の事も、亦、推測するに難からし

○監獄の醫務

(專任者を常置せよ)

監獄の醫務に従事する者は、獨り病者の診視檢脈を以て、其の職を充たしたりとすべきに非ず、亦、監獄内の衛生、諸般の事項に注意せざる可からずとは、今更事新しく云ふ迄もなく、予輩の常に唱道せし所なり、然るに、如何にして、病院醫員に、監獄醫を囑托して、此の目的を達し得べきか、彼等は、唯、診視脈案を事とするのみ、其の他に在りては、一の注意をも施さざるなり、若し眞實に、監獄内の衛生事項に意を注がば、終日勤務するも、尙、足らざる位なるべし、逆も自家

んことを希望す、單に四十歳以上となさば、實際女看守たるの職務を盡くす能はざる弓腰の老婆も、尙、其の職に當たることを得て、甚だ取締の懸念なき能はず、(實況また五十歳以上の老婆にして、嘔喘不分明の者多し) 况や將來服制をも制定せられんとする場合なるをや、一面女囚の戒護を掌るに足るの年輩なる女監取締ならざる可からず

○警察留置場における囚人

(遇囚に注意せよ)

便宜警察留置場を以て、小監獄となし、初犯者、及、短期の刑を執行する所に在りては、特に罪惡傳播再犯防遏に意を用ひざる可からず。然るに現今の實況は、只、拘禁するとの姑息主義に外ならず、故に囚人は自由に談話を交へ、自由に作業をなし、其の間一の規律あるを見ず、又刑事被告人と雖も、其犯罪質の別なく共に同一房に拘禁しある(房數少なきが爲にあらざる)を以て犯罪學は、益々研究せられ、微罪の者、大逆無道に陥りて、揚々得色あり、畢竟監獄に入監する者に再犯者の多きは、此の邊より起これるものならむ

○囚人の被服

(時季相當のものを着せしむべし)

の藥籠を提げ、御得意廻りをなすの餘裕あらざるべし、從ひて腦中衛生杯の事は、些個だに浮び來たらず、畢竟此の輩に醫務を委ぬるは、經濟上止むを得ざるより出でたるなるべしと雖も、醫家より服藥を求むるに比すれば、常置の醫師を置き、監獄費を以て藥を購求し置く方、却りて廉にして治獄上頗る好便利なるべき

○囚人費用支辨方

(在監費支出方一件)

甲裁判所にて、欠席裁判を受けたる者あり、其の後他の犯罪に依りて、乙裁判所にて、或刑を受け、服役中欠席裁判に對して上告したるが爲め、甲地監獄署に押送され、審問の末、無罪となり、囚人は其の儘甲地監獄署にて、刑を執行したる場合(但檢事の囑托ありたるに非ず)の如きは、其の費用は、甲地乙地何れより支辨すべきか云ふに、元來行刑は、檢事の指揮を俟ちて、其の管轄地にて爲すを至當とすべきに、此の場合に在りては、甲地監獄は、何等の指揮に依りて、刑を執行したるものなるか、其の據る所なくして、刑の執行を爲したるは、違法の處分と云はざる可からず、若欠席裁判無罪となりかるときは、直に其の旨を乙地監獄に通知し、檢事の囑托なき場合は、之と同時に、送

還の手續を行はざる可からず、然るを其の儘、拘禁したるが如きは、其の當を得たるものに非ず、固より、往事は追求すべからず、該費用は、檢事の囑托ありたる場合と同一く、甲地にて負擔することとなるべしと云ふ

○女監取締押丁採用規則私案
(郵見の在る所)

私案とし云へば、固より其の當を得たるか否かは、讀者諸君の明晰なる判断に任せ、こは唯諸君の參考に供するのみ、概しての標準斯くありたしどの希望を述べらるのみ、尙、一層望蜀の念を云へば、各府縣殆ど之に則られたしどの原案を提出したるのみ、可否討尋は、諸君の随意にして、亦、予輩の望む所なり

女監取締採用規則

第一條 女監取締志願者は、年齢三十五年以上、五十年未満にして、品行方正、体格強壯にして、且、左の諸項に抵觸せざるものたるべし
一、重罪の刑、又は重禁錮の刑に處せられ、若しくは、同上の刑に處せらるべき罪を犯し、單に監視に付せられたる者、及、輕禁錮の刑に處せられ、滿期後五年を経過せざる者、但、舊法に依り處刑せられたる者も、亦、之に準す

第六條 試験に合格せし者は、一年内は、其の合格を有効とす

誓文

今般何(廳府縣集治監)女監取締志願仕候に付御採用を被るに就きては職務規則並上官の命令を遵奉すべきは勿論在監人に對して決して相押脱するが如きことなく職任上百般の責務を嚴正忠實に踐行仕るべく又一身の故を以て濫りに自ら職務御免願出候様の儀は決して無之且監獄官吏たるべき体面を汚損致し候様の所業は決して仕るましく候依て誓文如件

年月日

府縣國郡市町村番地身分某女(妻)

何 某 實印

第八條 特選に係かる者は、此の規則を適用せざるべし

とあるべし

等一號書式 料紙半紙

女監取締志願書

某儀

當縣(廳府集治監)女監取締志願に付御試験の上採用被成下度身上の儀は何事に依らず身元引受人に於て引受

二、賭博犯處分規則に依りて、懲罰に處せられたる者

三、懲戒に因りて、免職後二年を経過せざる者

四、身分相應の負債ある者、又は家資分散者たるの宣告を受けて、未だ復権を得ざる者、又は、從前身代限の處分を受けて、未だ辨償の義務を終へざる者

五、精神病、其の他粗暴の行爲ある者

第二條 女監取締志願者は、第一號書式の願書へ第二號書式誓約書を添へ、監獄署へ差出すべし、但、身元保証人は、本縣下にて一家計を立つる戸主たるべし

第三條 女監取締は、左の試験に合格したる者より採用するものとす

一、監獄則、監獄則施行細則の大体に通ずる者

二、普通申告書を作り得る者

三、加減乗除を爲し得る者

四、普通に楷書、又は、行書を書き得る者

第四條 試験採點法は、各科平均六十點以上を合格とし、一科三十點に充たざるときは、不合格とす

第五條 試験は、看守長若しくは監獄書記立會の上、看守長之を行ふものとす

相辨可申依て連署の上此段奉願候也
何府縣何國郡市町村番地何族(平民)職業
某女(妻)
年月日 志願人 何 某印

身元引受人 何 某印

年月日 同 身元引受人 何 某印

年月日 同

●押丁採用規則

第一條 押丁は、必、試験の上採用すべきものとす、但、看守精勤證書を有する者、並に會て看守にして、押丁を志願する者は、此の限にあらす

第二條 志願者は、第一号書式の願書へ、第二号書式誓約書を添へ、監獄署へ差出すべし

志願者は、本縣下にて一家を爲す、身元儲なる者一名を、身元引受人と爲すべし

第三條 左の各項に抵觸する者は、志願するを得ず

一、未丁年者

二、五十年以上の者

三、品行端正ならざる者

四、一年間勤続すること能はざる者

第四條 志願者の体格検査は、監獄醫之を行ひ、左の

ことあるへし

第一号書式

押丁志願書

當縣押丁志願に付御試験の上御採用被成下度身元の儀
は何事に依らず身元引受人にて引受相辨し可申依て違
署を以て此の段奉願候也

某儀

何府縣何國何郡町村番地族籍

志願人

何

年

某

齡

全

身元引受人

何

年

某

齡

廳府縣知事宛

誓約書

第二號書式

今般何(廳府縣)押丁志願任御採用を被るに就ては諸規
則及上官の命令を遵奉すべきは勿論在監人に對して決
して相押昵するが如きことなく職任上百般の責務は嚴
正忠實に踐行仕るべく又一年未滿にして濫に職務卸免
はく、臨席すべき者は、職事に精通したる者に非ざる
よりは、焉ぞ、裨益を得ん、將來我が政府は、須らく
斯道の熱心なる輩を派遣すべしと、實行の機とそれ何れ
の日に在るぞ、刮目翹首して待たんのみ、因みに記す、
佛國より我が政府へも、問題并に緻密なる計表を送ら
れたりき

○佐野尙氏の出發
(齋らし來たる所極めて多からん)

佐野尙氏は、宮崎縣に開會する典獄會議を傍聽せんた
り、去る十三日を以て出發の途に上られたり、その途
次沿道の各監獄を參觀せらるべしといふ、氏が斯道に
熱中せらるゝことは、今に始めぬことなから、吾人は
只管感服の外なし、氏の炯眼なる、その得て來たる所
極めて多かるべし、目を刮りてその歸來を待つ

質疑應答

○第六十八號質疑刑法第五十一條の應用
に就きて北石居士に答ふ

在札幌苗穂村 古野嵩山生

本館第六十八号に、北石居士の刑期起算方質疑に對し、聊、左に愚見

諸項に適合する者を以て合格とす

- 一、體質善良なる者
- 二、身幹五尺一寸以上の者
- 三、兩眼共、視力三分の二以上にして、辨色力完全なる者
- 四、聽力六尺の距離にて、低語を聽識し得る者
- 五、精神病、及、神經病なき者

第五條 技藝の試験は、左の諸項に適合する者を以て合格とす

- 一、監獄則施行細則の大意
- 二、申告書を作り得る者
- 三、加減乗除を爲し得る者
- 四、階書、又は、行書を書き得る者

第六條 試験採点の法は、各科平均六十点以上を合格とし、一科三十点に充たざるものあるときは不合格とす

第七條 試験は、看守長若しくは、監獄書記之を行ふ
第八條 試験に合格せし者は、一年内は、其の合格を有効とす、但、体格は此の限にあらす
第九條 試験の上採用すべしと定まりたる者は、便宜身元引受人を召喚して、保証の義務を確認せしむる

相願候様の儀は決して無之且監獄官吏たる体面を汚損致し候様の所業は決して仕るまじく依て誓約書如件

何府縣何國何郡町村番地族籍 某印

○女監取締への注意

(清節を責ふ)

女囚中には、出獄の後、間々在監中の厚情を謝せんが爲め、女監取締に束帛一片を呈する者ありと云ふ、與ふる者必ずしも惡意あるに非ず、受くる者また罪なしとせず、其の情や掬すべきものあるに似たりと雖も、公義心に徇へて受くること能はざるもの、宜しく其の旨を諭示し、斷然之を却くべし、國權の何たるを知らざる婦女の痴態、亦、憐むべきかな

○万国監獄會議

(臨席者を派遣せよ)

開會はそれ何の時ぞ、曰はく明二十八年年なりと、開會の場處は何くぞ、曰はく佛京巴里の花城、問題は載せて前號に在り、惟ふに劍舌相摩し、口角沫を飛ばすの快戦も、亦一周年を出でざるべし、知らず、我が政府は、此の會議に吏員を派するか否か、先年露京波得堡に開きたる監獄會議の際には、臨席したる西公使は曰

を陳へて、居士に答へんとす
 該被告甲乙何れに歸せんと、余は甲説を排斥して、乙説を賛成するものなり。如何んとなれば、今茲に拘留を受けざる、被告人に對し、拘留刑の宣告をなしたるものありと假定せんに、其の確定を待ちて、刑の執行に着手し、其の刑期は甲説の如く、刑法第五十一條初項を引援し、確定期間、未拘留の日数を刑期に算入すべきを、法の正解とせば、若し未拘留の、被告人にして、六日以下の拘留刑に處せられたるものは、一も其刑の執行をなし得られざるに至るへし、此の一例を以てするも、甲説の如く、未拘留被告人を宣告の日より起算すへしと云ふは、其の當を得たるものに非ざるも明かなり、尙、進んで其の理由とする所を詳述せんに、刑法第五十一條第一項に依れば、刑期は刑名宣告の日より起算すあり、單に本項のみに就きて見るときは、未決中拘留を受けざる被告人に對しても、其の日数を刑期に算入すべきもの、如しと雖も、本項は、現在監禁せる被告人に對しての場合に於ける原則を示したるに過ぎざれば、一概に斯の如く論定を下すを得ざるへし、試みに、本條の末項を見よ、上訴中、保釋を得、又は責付せられたるものは、其の日数を刑期に算入するを得ずと規定しあるにあらすや、況や未拘留中の上訴期間を、刑期に算入せざるとは、固より論じ待たざる所なり、尙ほ此の説を確めんとするには、十五年四月廿四日福島縣何、輕罪の刑を減輕し、拘留の刑に處し、裁判確定する迄留置せしめ、確定の上、監獄署に送付したるものは、再び入監したる日より、刑期に算入するか、又、刑名宣告の當日より、算入すべき云々に對し、刑期は刑名宣告の日より起算すへしと雖も、裁判確定に至るまで、監外に在る日数は、之れを刑期に算入するを得ずとの司法府の指令あり、其の同年九月廿日、岐阜縣何、大府裁判に係る、刑罰計算方、被告人現に拘留を受けたるに非ざれば、

監外にある日数は、上訴期限内と雖も、都て刑期に算入せず、又、上訴期限の経過せしと否を問はず、逮捕の日より本刑より起算すへしと指し考ふるも、甲説の如く、未拘留被告人を、宣告の日より起算すへしとの論定は、頗る失當の説と愚料するのみならず、自由刑執行の目的とする所に非ざるへし、故に余は甲説を排斥して、乙説を賛成する所以なり

○第六十九號矢鳥勇君の質疑三問に答ふ

山梨 谷村 鯛牛 菫 主人

第一質疑は、格別嘯々不申上と、刑法第二百七十二條を御覽あらば、御了解の事と存せられ候、而して理由書中の二百七十九條などに御目止められれば、少し見當違ひかと存し候
 第二質疑、日本刑法は、無意犯を罰せざるは、刑律第七十七條に備めある通、別に法律規則にて罪を定めたるものは云々とある、之れ過失刑罰の他の場合に適用す可きものなれども、過失にあらす、事實出獄解放の暇なき不可抗に依り、其意にあらすして、在監人を死傷せしめたる無意の出来事に疑す可からざるは當然なり、且、同法第七十五條に、天災又は意外の變に依りて過く可からざる危難に遇ひ云々とて、不得止に出でたる所爲は、自ら死傷を爲すに、手を下したりと不論罪なり、此を以て之れを見れば、解放の暇なき事實にして罪からたらんに、無論罪罪は構成せず、毫も他に需めて討究するの要無きと存せられ候
 第三質疑、震災に依り、他に救ふの術なくして、解放せられたるもの、監獄則第九條に因り、定期限内に申出さるに於ては、即ち逃走ありと推考するを得、且、逃走ありとの事實を認め得べきなり、而して解放は、該法第九條の如く、之れ不得止なる場合に於て、期満の

を助けける可く爲しものにして、毫も囚徒逃走罪成立上の妨礙せざるものも存せられ候

○矢鳥勇君の質疑(本會雜誌第)に答ふ

在福島 中 村 襄

第一問に曰はく、無獄囚人と親友たりしより、情を容れ、刑期限内出獄せしめたる時の制裁如何と

答 刑法第四百十六條に、囚徒を逃走せしむる爲め、(中略)逃走の方法を指示したるものは云々、とあるに依りて罰すべきものと思量す
 (理由)囚徒の満期に至らざる者を、故意を以て出獄せしめたる時は、假令無獄下りと雖も、還ほ唯無獄の地位を利用して、逃走の方法を指示、及、補助したるものにして、其の官職の如何に、毫も拘はるべきものにあらず、又、其の囚人にして、無獄と共謀若しくは囑託したる事實の存するときは、其の指示補助に由りて、逃走の目的を達したるものなれば、是亦刑法百四十二條の制裁を受くべきものなり、之れ該條を以て罰すべきものとす所以なり
 但其の囚徒は、刑期内に在ると、及、無獄が所爲の不正なりしとを知り居りしならんとの推測のみにては、之を罰するを得ざるへし

第二問に曰はく、震災の爲め、在監人を出獄解放の暇なき爲め、全監獄の在監人を、悉皆死傷せしめたるときは、其の制裁如何と
 答 之れ、事實問題にして、其の制裁、及、責任者の如何は、震災の緩急解放するの暇ありし否、及、其の救済の方法は、解散の所爲ありし否、等を判定するにあらざれば、其の制裁の如何、責任者の誰たるを定むるを得ざるへし、焉そ能く之を限り断

定するを得ん
 本問中、全監獄在監人悉皆云々とあれども、制裁の由りて生ずる所以は、死傷者の多寡に拘はらざるは明かなり
 又司獄官中、如何なる人々か、其の制裁を受くべき乎と問ふと雖も、官職の高卑は、其の責任を多少輕重するとはあらんれども、苟も之を救援するの義務を負ふ以上は、其の高卑に依りて、責任の有無を定むべきものにあらずへし
 改正刑法草案には、現行刑法の司獄官吏云々の狹隘の文字を除去、制獄監察の爲め、不慮の變災を避くると能はざらしめ云々と、廣義の文字を用ひしも、蓋し官職の如何に拘はらざるとを明かにせしに外ならざるへし

第三問に曰はく、監獄則第九條末項解放に遇ひたる在監人、其の時より廿四時間以内に、復歸せざる者の制裁如何と
 答 刑法第四百四十二條に、已決の囚徒逃走したるものは、云々とあるに該條を

(理由)囚人として、斯る機に投して逃走するは、無理ならぬもの、如しと雖も、監獄則第九條の規定は、蓋し人命を重するの極、止むを得ず、最後の手段を示されたるも明かなり、されば、其の解放は、單に戒備を解くその旨にして、囚人たるの資格を解くその意に非ざれば、解放に遭ひたる囚人は、其の實然囚人にして、復歸するの義務の存するも、曾を俟たざる所なり
 爰を以て、若、復歸せざるときは、囚徒逃走罪と、毫も異なることなし之れ該條を以て罰すへしと云ふ所以なり
 (附言)以上第一、第三問の囚徒に對する制裁の懸答は、單に現行法律の解釋なり、若、之を理論上より推すときは、余は此の二者を以て罰せ

ざるを以て可とするなり
 凡そ人性の自由を愛し、苦痛を遣れんと企圖するは、常性なれば、
 既に戒護するも、千辛万苦、尙、且、之を免れんぞと、况や之を暫
 助指示せられ、自己の羈束を解かる、の時をや、斯かる場合に遭
 遇するも、尙、己、其の服従の義務を守るもの、如きは、仁人君子にあ
 らざるよりは、殆ど稀なり、況て普通人中最劣等なる囚人に對して、
 之を望むは、所謂木に練りて魚を求むるに異ならざればなり
 改正刑法草案第百八十條を閱するに、獄舎器具又は轎車を毀壞したる
 者、及、暴行脅迫を以て逃走したる者のみを罰し、單純の逃走者を罰
 せざるとせられたり
 蓋し其の責を、司獄官に歸せしを信するに足るべし

○本誌第六十九號質疑應答欄内山梨谷村蝸牛
 君の答に就きて

在埼玉浦和 矢嶋 勇

未決拘留は自由刑にあらず
 余は君と正反對にして乃ち自由刑等なりと云はんとす、何とされば、
 未決拘留を経ずして、直に刑執行するものにあらず、之れ自由刑等
 に至るの途次なり、君は山梨より外國に行くに、泊を要せずして行く
 とを得る、其の犯意も、過失も、自由と、知覚、及、有罪無罪等を公審
 の場合にして、生命、自由、財産、名譽刑の四個あるのみ、君の御説
 の未決拘留は、自由刑にあらずと云ふまきは、之を反例すれば、恰も
 四書は論語にあらずと云ふ御説と一般なり、
 法理に拘りたるにあらず云々
 余は、之れも正反對にして、全く法理に拘りたるものと云はんとす、

余は堀川獄乾坤君と其の意見を同しうす難さも、茲に注意を要する所
 は、吾刑事訴訟法第三百十九條に曰はく、死刑を除くの外、刑の言渡確
 定したるときは、直ちに之を執行す可しとあり、是れは即ち命令体にし
 て、檢察官事務官中、此の重なる責任は誰れにある、江湖の士明教
 を乞ふ

○質疑

在岐 某

假令は今茲に三吉てふ者ありて、或罪質により、重禁錮一年の宣告を受
 ひたり、然るに、此の判決に服せず、上訴をなししに、其の上訴中殆ど
 二ヶ月を経過した後、餘罪發し、審理の末、是又二ヶ月の宣告を受けたり、
 此の裁判に對しては、異議の点な、直に服罪するの決心あると同
 時に、先發の刑は、第二審にて無罪の言渡を受けたり、如斯場合の刑期
 は、何れより起算し可なりやと云ふ質疑なり

甲曰はく、刑法第五十一條第一項には、犯人自ら上訴して、其の上訴
 正當なる時は、前例宣告の日より起算す、故に本題の如きは、無論
 前例宣告の日より起算すべき者とす、然るに、餘罪輕き、若しより
 等しき者は、數罪併發例により、不論罪なるも、重きを以て、更に論
 し、先發の刑にて通算すれば、恰も滿期に相當すれば、直に釋放すべ
 しと云ふにあり
 乙曰はく、法律は狭く解釋する勿れとは、不忌の原則なれども、理論

例とされば、宇宙飛躍萬象、一として法の支配を受けざるものなし、
 元來未決拘留は、羈禁のものなりと雖も、社會生存發達國家維持の
 必要より、自然法に於て許さるる所なり、實際便宜と、一の恩典たる
 に過ぎずと云ふも、其の規矩とする所は、自然法理に據らざれば、國
 民これに服従するものにあらず、君が云ふ法理に據らずして云々、吾
 刑法第五十一條中、何處が、疑義なるか、再、説明を乞ふ
 立法者の不注意を攻むるの外致し方ならん云々
 余は之れも正反對にして、吾立法者は、私擅に立法したるものにあらず、
 即、法律の不備なる所は、時世の勢にて、或は出來得るともあ
 らん、此の時は、之が神速の改正をなすべきとは論を映たすも難
 也、法律を治むる學生の不備不足を充たすの責任を有するものにあらず、
 君が立法者の不注意を攻むるより、寧ろ之を三省して可なり、蝸
 牛も鳴らず打たれまじ、爾に出つるものは爾に反るその格言を見
 よ、
 佛國に於ても刑期計算同一なり、左に掲げて參考に供せん
 佛國刑法第二十三條、有期の刑の期限は、其刑の言渡の確定となりし日
 より、之を算ふ可し
 同第二十四條、緊囚の刑に處せられし者、更に禁錮の刑を言渡された
 時、其の犯人より、其の言渡と控訴せざるに於ては、其の言渡の日より、
 其の刑期を算ふべし、但、檢察官より控訴したるに管するとなし、又は
 其の控訴の結局如何を問ふとなし
 又、犯人より控訴をなし、其の刑期を減ずると言渡を得たる時は、亦
 前文に記する所と同一なりとす
 以上不敬を當りし陳述す、他山の石以て玉を攻むべし、幸に一應論駁あ
 らんとを希望す

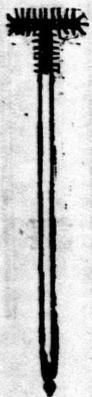
上、無罪に刑期のある理由なし、刑期あらざる者は、通算すると雖は
 ずと、絶對的後犯宣告の日より起算すべしと云ふにあり
 右二說何れに歸着するを知らず、幸に示教の勞を賜へ

○質疑 在札幌苗穂村 北海 敬士

明治十八年布告第三十一号、違警罪即決例第五條正式の裁判を請求する
 ものは云々、但し其の期限は第二條第一項の場合に於ては、言渡ありた
 るより三日内、第二項の場合に於ては言渡書の送達ありたるより五日内
 とす、該起算点は、刑事訴訟法第十五條に依るべきものなるを、又、單
 に此の法を以て起算すべきものに、二說あり、

甲曰はく、詳細の理由を説明するの必要を認めずと雖も、要するに
 即決例に起算点の依るべきものなき以上は、被告人の利益として、刑
 事訴訟法第十五條に因りて、起算するは勿論にして、取て疑を存せざ
 るなり、

乙曰はく抑即決例は、警官に裁判をなさしむる一の訴訟法を設けたる
 ものなれば、刑事訴訟法に依りて記算するとの論断を爲すは、不當と
 云はざるを得ず、何とされば、警察官は、裁判官と異なり、休暇に抽
 けらる、何時にても即決の言渡を得るのみならず、全例第七條に依り
 て、明瞭なれば、無論、單獨に之れを行ふを以て、當然とす
 右二說何れが至當なる、大方の諸君、幸に明教を乞ひ勿れ



●如何にせば監獄制度の本旨を貫徹すべきか。(承前)

法學士 石田氏 幹

今夫れ賣淫婦に關する豫防策に就て論せむに、單に警察の力に依りて、賣淫の犯罪を豫防せんとするが如きは恰も春暖の候、草木の發生を、人力にて防制せんとすると同じくして、隨ひて防制すれば、隨ひて發生し毫も奏効の著しからざるを見るべし、獨逸國べりん府にては、藝妓にして、賣淫せんとするものをば、塾居を命じ、犯すものあれば、之を引致し、之を拘留し、時としては、之に因りて、酒樓の寂寞を來たすこと多しと云ふ、然して其の結果は如何にと願みれば、べりん府は、府の内、外を問はず、賣淫婦を以て充滿され、歐洲にて、最も風俗壞亂せる都府の一と呼稱せられ居ると云ふ、其の故何ぞ、蓋し賣淫犯罪の由りて起る原因を深く探究せずして、只、警察の力を以て、其の犯罪を撲滅せむとするに依らずんばあらざるなり、賣淫犯罪の原因を深く探究せずして、警察の力にのみ依りて、其の犯罪を撲滅せむとするは、猶ほ庸醫の、天刑病の原因を深く診察せずして、唯、其の痛所に、軟膏を塗抹するが如し、何ぞ其の全愈を期すべけん、又英國にては、傳染病條例「コンタヤス、デシーズ、アクト」を廢止せむ爲り、近年慈善家は融金して、其の準備を爲しつゝあるが如し、然れども、此の如き計畫にて、多額の金錢を散したればとて、一雨毎に、淫婦を増加するあるも、決して其の數を減するまじなるべし

然れば、如何にせば可なる、曰はく、其の本に復れ、其の本とは何ぞ、犯罪の原因は是れなり、今夫れ賣淫犯罪の原因を探究すれば、種々まれあるべしと雖も、其主なる原因は、先づ過飲なり、過飲は、男女不道德の導火線たることは、疑ふべくもあらず、次は貧民住居の不良なり、小倭屋に多數の男女が雜居するは、不道德の原因たることは、亦疑ふべくもあらず、次は、婦女に職業なきは是れなり、職業なければ、淫逸に耽るは、自然の勢なり、次は宗教は是れなり、宗教の惡しきは、男女の精神を腐敗せしめ、淫猥の行爲をあらしむるものなり、此等の原因を、深く探究して、之が豫防策を施すは、是れ之を其の本に復るとは云ふなり

歐洲に於ては、兵員の數實に多くして、彼等の多くは、未婚のものなれば、自然婦女の徳操を破るること多く、從ひて賣淫婦の旺盛を來たすことなしとせず、此等は、國際法の圓滿に行はれ、仲裁裁判の盛に行はれ、自然戰爭の起みらず、從ひて、多數の兵員を要せざる時に至らば、研究の要なしと雖も、現今にては、深く探究すべき事項と信するなり

次に研究すべきは、過飲即ち酒狂と、其豫防策との關係はなり、夫れ酒狂は、犯罪の原因となり、又は、直ちに犯罪となるものなれば、最も注意して、之が豫防策を講せざれば、到底犯罪の根源を斷つこと能はざるべく、又、犯罪の數をも減すること能はざるべし、蓋し、賣淫、酒狂、等の如きは、上述せしところの犯罪懲戒策、及、犯罪善後策に依りて、之が措置をなしたればとて、其の奏効の著しからざることば、更に茲に多言を要せざるべし

然らば、酒狂を豫防するには、如何にせば可なるか、警察等の力に依りて、之が取締を嚴重にし、其の行爲を未然に防制すべきか、曰はく、未可なり、警察等の力に依りて、酒狂を豫防するが如きは、豫防策の一端なりと雖も、未だ全然之に依るべからざるなり、然らば法律に依りて、全く飲酒を禁止し、其の行爲を未然に防制

すべきか、曰はく未可なり、法律に依りて酒狂を豫防するが如きは、亦、豫防策の一端なりと雖も、未だ全然之に依るべからざるなり

何を以て然るか、之を論証するよりも、之を事實に徴すれば、更に、明亮なるを以て、今茲に實例を挙げむに、一千八百八十八年、北米合衆國ロード、アイランドの統計年鑑は、其の年度には、前年度より、賣酒屋の數實に百二十五を増加せしことを表記し、併て、其の年度には、警察の取締を嚴にし、法律を以て飲酒を禁じたりきと雖も、其の然せざる前年度よりは、賣酒屋の數を増加せしかば、強、全然警察又は法律に依りて、酒狂を豫防せむとするも、奏効の著しからざりしよとを説明せり、又、一千八百八十七年ニニューヨーク、一千八百八十八年ポートランド、及、メインの諸州にても、同様の事實を証明せり

然りと雖も、此の二者は、孰も、皆、豫防策の一端にして、全く効力なしと云ふにあらざれば、警察に依りて、之が取締を嚴にし、法律を以て全く之を禁止するに至らざるも、賣酒屋の數を制限し、之に相當の税を課し、之が直接の豫防を爲すと共に、間接には、大に道德心を發達せしめ、飲酒の害を説き、且、嗜好心を他の平和なるものに向けしめば、冀くば、酒狂豫防策を全くしたるものと謂ふべきか、然り而して、此の間接豫防策こそ、最、大切なるものと云ふべけれ、如何にとすれば、若、夫、間接に之が豫防をなさずして、徒に、直接に之が豫防をなさむとするか如きは、隨つて防制すれば、隨つて勃興し、毫も其の効を奏すべからざればなり、語に曰はく、其の末を治めんとせば、蓋、其の本に歸れとは、信なるかな

尙、之を詳説すれば、直接の豫防は、外形的なり、間接の豫防は、内實的なり、直接の豫防は、形式的なり、間接の豫防は、精神的なり、直接の豫防は、人民に恐懼心を抱かしむるなり、間接の豫防は、人民に希望心を抱かしむるなり、直接の豫防は、主として國家的の職分なり、間接の豫防は、主として個人的の職分なり、是

を以て、此の二者の併行する時は、其の奏効の偉大なること、亦、多言を要せずして明白なり、現に歐洲にて

那威、英吉利、等の諸國は、既に此に着眼し、其の良結果も、少しく顯はるゝに至れるが如し
本稿を結了するに臨みて、尙、茲に注意すべきことあり、其は世に所謂輿論てよものを、深く考究せずして、輕しく之を信し、俄に、從來の監獄制度を變更することは是なり、眞理は、必しも多數に存せず、感情は、時どはく、輿論は、時としては眞の方向に進まず、感情は、時としては、智識を暗ますと、言あるかな、今茲に、一二の實例を挙げむに、或時代の輿論は、犯罪を懲戒するには、之を苛刻にせざれば、如何でか罪人を改悛せしむべき、故に、出獄の如き、之を容易にすべからずと、然れども、今にしては其の全く然らざるを見る、又現今或る時代の輿論は、囚徒に要用なる職業を教へ、之を勞働せしむるは非なり、他の正直なる勞働者の生存を、困難ならしむればなりと云ふもの、如し、然れども、彼等囚徒が、獄中の人となりしは、他の正直なる勞働者に劣る所あればなりしなり、故に、今彼等に職業を教へ、之を勞働せしめられたればとて、豈に、遽に他の正直なる勞働者の生存を、困難ならしめんや、特に、彼等犯罪人が、自、職業を習ひ、自、生活するに至る迄は、社會、即、彼等正直なる勞働者は、此等犯罪人を養ふの負擔あるにあらすや、且や、此等囚徒の數を、彼等自由の勞働者の數に比較せば、實に僅少なる數なるもとは、各國皆、然り、英國の如きも、最近十ヶ年間の平均額を以て云ふも、自由勞働者千人に付、囚徒一人弱の割合なりと云ふ、亦、以て其の影響の微なることを証すべし、之を要するに、此等の時論は、一聞理あるが如しと雖も、之を熟思せば、其の大に然らざることを識るを得べし、是之を顧みずして、此等の時論に盲従し、遽に、從來の監獄制度を變更するか如きは、實に思はざるの甚しきものなり、之に反して、現在從來の監獄制度の改正せざるべからざるの眞理、茲に顯著なるに、徒に、時

論を顧慮して、之が改正を猶豫するが如きは、余は其の可なるを知らざるなり、世の監獄改良を以て自ら任ずるもの、茲に一考を煩はさば、幸甚、

(完結)

●第五回巴里萬國監獄會議

平井光隆譯

○千八百九拾三年十一月二十八日の官報は、同年九月二十五日フエネグにて開きたる萬國監獄委員會に關して、監獄局長より内閣議長内務大臣に呈出したる報告を掲載せり、余輩は今其の全文と、該委員會にて議定したる規則、及、綱目を左に掲げて、之を世に公にせむとす規則及綱目は、既に本報第六拾九號に掲載せり

大臣閣下、閣下は去る四月十四日の決定書を以て、萬國監獄委員會佛國政府特派員を少官に命せられぬ、故に小官は専ら第五回萬國監獄會議の準備に従事せり、是より前、外務省は、千八百九十年の末より、外交官の媒介を以て、千八百九十五年に、巴里にて萬國監獄會議を開設することを、各國に報告せり、而して聯合加入を申込みたる者、既に拾八箇國の多きに及ぶ、是に於てか、各國の最も信用ある人々が、一堂に會合して、監獄に係かる社會の難問を討議する、此の重要な會議の爲めに、須要の準備を爲さるべからざるの時機に遭遇せり

聯合政府の准許を得たる規則に據れば、萬國監獄會議の規則、及、綱目を議定する權は、各國の特派員にて組織せられたる萬國監獄委員會に專屬す、然れども、豫め此の綱目の基本を設立し、及、萬國會議の議事を制定するは、吾が佛國に利益なしと爲さるなり

故に小官は、佛國政府の特派員として、萬國監獄委員會に提出すべき問題を定むるなり、佛國準備委員會と組織せられしことを建議したりしに、閣下は容易に之れを採用せられて、佛國準備委員會を組織せらる、而して未だ幾日ならざるに、閣下自ら之れが長となりて委員會を開き、議を重ぬること數回の後に、綱目草按を編纂せられたり

此の時よりして、佛國政府の特派員たる小官は、公然萬國監獄委員會の招集に着手し、閣下の與へられたる便宜と、外務省の媒介とによりて、九月二十五日、瑞西國フエネグ府に委員會を開くことを得たりき、當國の參議院は、寛大なる恩恵を以て、フエネグ府廳を萬國監獄委員會場に充用せられ、該院議長ボワツンナーヌ閣下は、六回繼續せる會議中、常に議場に臨みて、懇篤なる論旨を述べられたり

萬國監獄委員會々長たるの權は、現行規則に従ひて、將に萬國監獄會議を開設せんとする國の代表者に屬す、故に會長の席は、自ら小官に歸せり、委員會に列席したる白耳義、希臘、伊太利、耶威、阿蘭陀、魯西亞、瑞西政府の特派員が、佛國政府の特派員に對して表章したる感情を、閣下に報告するは、小官に取りては、實に愉快なる義務と謂はざるを得ず、獨り阿加利王國の特派員は、病弱の爲めに妨げられて列席するを得ざりき

佛國準備委員會の編纂に係かる印刷書は、萬國監獄委員會にて、刑事、及、獄事を討究する著名の人に示し、大に小官の職務をして容易ならしめたりき

小官は、萬國監獄委員會にて、其の議に付することを委任せられたる問題中、二三の字句の修正を除く外は、概して承諾せらるゝの満足を得たりき、該委員會は、唯、刑事人身究理が、刑事責任の判斷上に、如何なる影響を有するかを研究するの一項に就き、佛國提出の草案に不同意を表したり、蓋し委員會は、此の問題の利益を認めざるにあらず、又、之を吾が綱目中に加へたるの旨趣を賛せざるにあらずと雖ども、刑事人身究理の研究を以て、一個の問題と爲すには、未だ十分なる科學的實驗の程度に達せざるのみならず、尙、官術の性質を有

する萬國監獄會議に、因應一定説、及、因應不定説の理論を提出するが如きは、少しく妥當ならざる所ありと思惟したればなり

以上陳述する所の外に、尙、小官は、萬國監獄委員會にて、萬國監獄會議の議事規則に加へたる重要な修正を、閣下に報告するの榮を有す、今日に至る迄は、萬國監獄會議は、第一部刑法、第二部監獄制度、第三部豫防制度の三部に分かれたりて、幼者、及、未丁年者に係かる、問題の如きは、其の性質に應じて、之を各部に配置せらる、既に佛國準備委員會は、此の方法の不便なるを認めて、男女未丁年者に係かる條件は、總て同一部中にて研究せられんことを希望せしと雖ども、如何にせむ、曩に確定せられたる三部の區分に修正を加ふるの權利なきを以て、已むを得ず、幼者に關する問題は、悉く之を豫防制度の部中に纏ひるおとを努めたりき

然るに、萬國監獄委員會は、魯國特派員の發議に依り、幼者、及、未丁年者に關する問題と云ふ名稱を以て、別に、第四部を設くることを議定す、小官は勿論、佛國準備委員會の目的に適應する所の、此の修正を賛成せり

各國政府の特派員諸君は、價值ある種々の問題を萬國監獄委員會に提出して、之を綱目の中に加ふることを許されたり、今其の重なるものを擧ぐれば、未丁年者、及、壯年者の乞丐罪、及、浪遊罪、監獄、及、幼囚監に於ける身体の運動、甘言を以て若年の女子を欺き、淫賣の醜行を營ましむるの目的にて、鄉圖を去らしむる者に對して、採用す可き豫防法、及、懲罰法等是なり

各國政府特派員の提出に係かる建議案中には、或は小官より提出したる問題と、合併するを得たるものもあり、或は別に一項と爲して、綱目中に加へたるもありて、閣下に呈出したる別紙綱目書に掲載するところの如し、此の綱目は、閣下の准許を得たる後に、千八百九十五年六月、巴里に開設す可き第五回萬國監獄會議の公然たる出題綱目と爲して、之を聯合各國政府に送達すべし

ウエネーグ萬國監獄委員會は、綱目の外に、尙、巴里萬國監獄會議の特別規則を議定せり、仍りて、小官は、閣下の宜しく之に署名せられむことを請ふ

又、萬國監獄委員會は、千八百九十五年、第五回巴里萬國監獄會議を機として、千八百九十二年の聯合萬國監獄統計表を嗣すべきことを決定せり、此の統計表は、伊太利政府特派員の立按に係かり、曾て委員會にて採用せられたるものなり、而して佛國政府は、萬國監獄統計表の完成、及、刊行を委任せらる、其の責任重しと雖も、小官は本省の名義にて、之を承諾したりき、敬白

内閣議長内務大臣

監獄局長 ユン、ヴァンローワ

ク、ヴェビユイ閣下

第六拾九號翻譯の部正誤

三四丁

第四

被告者は害の誤

三七丁

第二

家庭懲戒とはの誤

三九丁

第二條

(ハ)參事院は議の誤

四一丁

第拾一條

午前各員は其の誤

全丁

第拾一條

議長に就きては於ての誤

● 囚徒骨格測度法 (承前)

加地鈞太郎譯

骨格を測度するに就きて、綿密の注意を要すると其れ此の如し、於是乎器械も別段のものたゞざるへからず、測り方も亦別段の方法に出てざるへからず、因りて其の器械、及、方法の大畧を左に説述すへし
身幹の測り方は、壁に取付けたる尺度ありて、測らるゝ本人洗足にて直立し、背を壁に付け、此の尺寸の左、凡そ十五「サンチメートル」〔二〕「サンチメートル」凡そ我三分三厘なりの所に背骨を据ゑしめ、而して



頭上に別段の矩を當てがひて之を測るなり、其の方法は第一圖に示すか如く迅速にして且つ正確なり
両腕を張り廣げたる長さを測るには、右身

幹の測度終はるや、同人をして最前の地位を離れしめず、其の儘左右の手を十字形に廣げしめ、而して壁に記したる縦線の度に依りて、直に測り得るなり (第二圖)



半身の長け即ち坐したる長けの測り方は、身幹の測度に用ひし器具を以て之を行ふものにして、其の方法は第三圖の如し
頭の長さ、及、幅を測るには、度をもりたる弦形の尺度を附したる一種の兩脚規を以てし、而して其の長さを測るには、第四圖に示すか如く、鼻の上端



の附け根を起點とし、頭後の最も出張りたる所までを測るものとす
頭の幅の測り方は、之より稍や困難なり、何となれば、別に一定の起點なく、唯、兩脚規の兩端を頭の左右の最も出張りたる所に當てがひて、同一に之を



廣げざるべからざればなり (第五圖)

て、之を試みるおとを得へきなり

右耳は別段の溝ある小兩脚規を以て之を測る、其の法第六圖の如し、但し柔軟なる所は押詰りさるやう注意すへし、而して其の長さ、及、幅の測り方は同一なり



右足を測るには、足を地上に平に(成るべくは臺の上にて)据ゑ、全身の体量を此の足上に及ぼし、而して左足は之を持上げ、後の方へ曲くるを要す、(第七圖)
楕、之を測るには、溝を施したる別段の兩脚規を以てし、其の柄を親指の方に向けて、其の端の固着せる一脚を踵に當てがひ、他の移動する一脚を親指の端

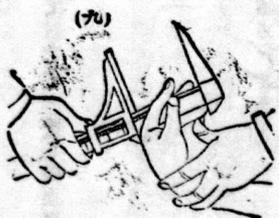


(七)



には、第十圖に示す如く、細長くして、且、高き机を用ひざるべからず

に當てて、足の長さを測るなり
 左手の中指、及、小指を測るには、溝ある大兩脚規の小脚を以て、手の背より測るものとす、此の測り方は最も注意を要するなり、(第八圖及第九圖)
 左肘の長さは、肘の端より中指の端までを測るものにして、腕に對して肘を銳角形に曲げ、而して爪を上にして手を机上に置かざるべからず、此の測度を正確ならしめん



以上説述する所に由れば、我か骨格測度の方法は、夫の両手を廣げたる長さを除く外は、總て、皆、其の測らんとする部分を平行両面の間に挟み、度をもりたる尺に依りて、之を測るに外ならざるなり、而して余の使用する三種の兩脚規は、其の分かる、所に「ネツ」鋸あるを以て、其の鋸のある中央は、零點なりと知るべし

此の器具、及、方法は、之を一言するは、極めて簡單にして、容易なるか如しと雖も、余の多年艱難辛苦して得たる所の結果なれば、余は今日此の方法を以て、最も確實なるものと固信するものなり、故に、苟も余の方法を採用せんと欲するものは、決して余の趣向に、些細の變更だも加へざらんことを希望す、蓋し世人か自ら新案妙法と思惟するもの、誰か知らん、他人の既に久しく案出せる所にして、種々の障礙により、遂に廢滅に叛したるものなるを、要するに我か測度法に對して、變改を試みんとするものは、偶々以て其の結果の不良を

招き、誤謬を増すことあるも、決して善良の効果なかるべきは、余の信じて疑はざる所なり
 是れより人相書の類別法に遷るべし

前文に叙述せる測度方法は、余か此の十年以來、巴里府の囹圄に來たりたる者に就きて、試みたる所にして、即ち凡そ十二萬の人に就きて、一々此の測度を行ひたるものなり、而して其の測度したる結果は、各人毎に長さ百四十六「ミリメートル」、(「ミリメートル」は我三厘三毛に當たる)幅百四十二「ミリメートル」の厚紙札に記載し、之を小函中に納めて排列せしむ

右の如き夥多なる人相書を、如何に類別するかと云ふに、左に述ふるか如し
 先第一に、此の十二萬人に就きて、男女を區別せざるべからず、蓋し女子は男子に比すれば、其の割合甚た少なきものにして、十二萬人の内、僅に二萬人を占むるのみ、因りて残り十萬人を以て、總て男子となし、其の内尙は壹万人は、未成年者として、之を區別するものとせば、其の殘る所は九萬人となるべし

今此の九萬の人相書に就きて、其の類別の方法如何と考ふるに、先、頭の長さに依りて、之を大中小の三種に類別す、即ち左の如し

- 頭の長さ
 - 小なるもの 凡三萬枚
 - 中なるもの 凡三萬枚
 - 大なるもの 凡三萬枚

因に曰ふ、右に謂へる大中小の區別は、成るべく其の數の均一なるやう之を見積もらざるべからず、即ち何尺何寸以上か大、何尺何寸以下何尺何寸以上か中、何尺何寸以下か小と云ふか如く、爲さるるべからず、而して此の大中小に屬するもの、數を均一ならしむるには、中の部類に屬する寸法の範圍を大と小との部類に比して、

縮少するを要するなり

巴里府警視廳にて定めたる所に由れば、頭の長さの中に属する寸法は、其の間六「ミリメートル」の差あるのみ、(即ち百八十五「ミリメートル」ヨリ百九十「ミリメートル」マテ)然るに、大の部分は、百九十一「ミリメートル」以上は際限なく、皆、之に属すべく、又、小の部分とても百八十四「ミリメートル」以下は、總て之に属するものなり

併、右の如く、九萬枚の人相書を、各、三萬つゝ、三類に區別したる後、此の三萬枚を頭の長さには關係なく、頭の幅によりて、更に大中小の三種に區別せざるへからず、即ち左の如し

頭の幅

小なるもの

一萬枚

同

中なるもの

一萬枚

同

大なるもの

一萬枚

蓋し頭の幅は、其の長さの割合には關係なく、非常の差異あるものなりとは、人身窮理學の表明する所なり、是れ更に頭の幅に依り、區別をなすの必要ある所以なり

右の如く、九万の人相書は、各、一萬枚に類別し、總て九類に分かる、今、又、中指の長さによりて、各、一萬枚を更に大中小に區別すれば、都合二十七類に小分する譯にして、各類凡を三千三百枚となるへし、乃、左の如し

中指の長さ

小なるもの

凡三千三百枚

同

中なるもの

凡三千三百枚

同

大なるもの

凡三千三百枚

次に足の長さに依りて、各、三千三百枚を大中小に細測すれば、各、千百枚となるへし、蓋し手指の長さ、足の長さとは、比例的の關係あるまじきは、争ふへからざる事實なるか如し、其の一証は、彼の靴下商か足の長さを知るに拳を握りたる寸法を以てするに依りても、其の然るを見る、然れども我か測度法にては、斯く單純なるものにあらざるを以て、更に此の區別を爲さずはあるへからず

次に、肘の長さに依り、右の千百枚を三分すれば、各、四百枚となるへし、此の四百枚を更に身幹に依り大中小に三分すれば各百三十枚となる、此の百三十枚を小指に依りて、之を三分すれば、一類僅に六十枚となるへし、而して之を眼色に依りて類別すれば、遂に一類は僅に十二枚となるなり、而して此の十二枚の人相書は、耳の長さに依りて、之を區別することを待

以上陳述する所に由れば、我か測度上の類別法は、右六種の方法に(男女身体、年齢、及、眼色の區別は以前より之ある所なり)依りて之を行ふに外ならず、彼の警視廳にある十二萬枚の人相書も、實に此の類別法に依りて、一類僅に十二枚に過ぎざるを以て、其の搜索の容易なるを掌を反すか如し、要するに、測度方法の重要なは論を俟たずと雖ども、測度して得たる所の結果、人相書の類別法は、我か方法の骨子と謂はすんはあるへからず

(未完)



寄書

●看守の姿勢上に就きて一言す

周防 小南十郎

看守は、猶ふ先づ自己の身体を正すより始め、夥多の看守中には、或は、口を開放して、歩行する者あり、掌を開き、或は、舌を吐き、或は、頭部を風して、歩行する者あるべし、若、之あらば、其の不体面なると言ふべからず、口は閉ぢ、両拳は握り、背は直ぐ、頭部は屈せず、姿勢正しく、大略十五六間前を目的とし、相當の歩武を採りて歩行するを可とす、是れ甚だ小事なるが如しと雖も、決して輕視すべからず、彼の越人は泰人の肥瘠を見て、其の政の得失を知るを、然らば監獄は、看守姿勢の正否を見て、其の監獄の進否、且、規律の弛張如何を卜するに足るべし、然らば、囚徒の標準たる看護の任にある看守は、先づ自己の姿勢を正しくして後、之を囚徒に及ぼさるべし

●女監取締は、女子師範學校卒業生、及び、之と同等の學力を有する者を採用すべし

日に月に監獄の改良せらるは、今更喋々を要せざる所なり、既に客年十月十九日、勅令第十五號を以て、看守俸給最下級を八圓と改められ、又、本年一月九日、内務省訓令第一號を以て、女監取締俸給は、四圓以上十五圓以下と改正せられたり、之れ何れも其の人を得んが爲めの主旨に外ならざるべし、然るに、従來の女監取締は最も其の人に乏しきの體なき處は、故に予は將來女監取締は、女子師範學校卒業生、及、之れと同等の學力を有するものを採用せんとを希望す

●監視規則全廢を希望す

是れ、實際上の觀察より來たる希望なりとす、今監視規則を全廢せば、自然罪人を減するならん、何とせば、主刑滿期放免後、又は假出獄の特典を受け、彼等歸郷して、商を営まんとするも實なく、農を爲さんとすも尺寸の地なく、人の腹人を管らんとするも、人皆之れを攘斥して驅使せざるより、止むを得ず古郷を去りて、他に移り、受刑之れを攘斥して包藏して、偶々幸公先を得るも、特別監視は、毎週一回、通常監視に依り、自其の受刑人たるに列明し、夫より遂に忌み嫌はれて、幸公先も放逐となり、進退に谷まり、爲めに、監視違犯、或は物盜を爲すの比々、皆、然らざるはなし、故に予は監視規則全廢を、切に希望す

附言、冤囚の保護會社を設くべしと云ふ説あれども、此の案件に付、意見なきに非されども、夫は、別問題に屬するを以て、茲に贅せず

●押丁諸君に望む

客年十月十九日、勅令第十五號を以て、看守俸給最下級を八圓と改められたるは、畢竟其の人を得るにあり、其の勅令の出るや、局外より看守とやらんとするもの、蓋多々ならん、然るに本年一月九日の内務省訓令第一號、女監取締、及、押丁の人員、并に俸給を改正せられ、大に押丁の員數を減することなれり、之れに予は遂に實際上経験ありし押丁諸君は、改々奮勉して、強き法律諸規則を研究し、置き、來たる廿八年三月には、競ひて看守の志願を爲し、相當の試験を受けて、看守とならざるべし

●監獄改良一ツ歌

二ツトセ 憲然改良の首唱者は井上大臣なるぞかし
三ツトセ 皆々互に骨折りて監獄改良を謀るべし
四ツトセ 世の中改良の其中で監獄改良を先にせよ
五ツトセ いつまで改良を唱ふも適任官吏を得ぬ時は監獄改良も水の泡
六ツトセ 鞭打つ胸の痛みなく獨乙の摸籠を折棄せよ
七ツトセ 何より先に監獄の事務をば早く改良せよ
八ツトセ 程よく頼りて願望「ゼー」其の業志貫くその人は司獄官吏の魁ぞ
九ツトセ 國庫支辨を通過して監獄改良に着手せよ
十ツトセ さても國庫支辨を否決せば國民民福漏れぬぞ

●監獄改良の先鞭

大塚朝次郎

單に改良と云へば、則ち順序に依らず、外觀的事物の改良をなすも、順序に依りて真正なる根本的の改良をなすも、改良は則ち改良なり、然りと雖も、其の全体に遍して、真正なる改良をなさんとせば、必ずや其の順序でふものなる可からず、而して其の順序を立つるに及びては、又、必、緩急の區別をなすも可からず、故に監獄改良に於て、順序正しき根本的の改良は治獄官の改良にして、是より漸次事物の改良に及ぼすを以て、正しき順序とす

法律は如何に完全無欠なるも、裁判の宣告は如何に至正至公なるも、其の處分を受けたる罪囚を、監獄に拘禁したるとき、若、刑の執行方法を緩慢措置に附し去るときは、其の結果は如何、所謂刑は痛苦なりと云ふことを、當該者に感せしむることを得ざるのみならず、刑を以て他人を感誦するふとも、亦た難かるべし、今此國家に大關係ある監獄をして十

分なる治獄の効果を待しむるものは、獨、治獄官あるのみ、斯の如く治獄官の職務は重大なるに拘はらず、國家に大關係あるに拘はらず、監獄の改良を唱ふる今日、觀、此点に着眼せられざるは何ぞや、監房の構造、監内の管理法、囚人の檢束法、過囚法等は、治獄上の要務なり、故に是等の改良をなすは、監獄改良上須要なることは明白なり、然れども、退きて深く其の改良の順序を考ふるときは、觀、是れより餘務なる改良の点あり、之を見出すべし、何ぞや、治獄官の改良は然るに、實に治獄官の改良は本なり、其の本を捨て、末を改良せんとするは、恰も泉木の濁流を清めんとするが如し、豈に爲し得べけんや、見よ、新聞紙上を、又、雜誌上を、各府縣何の監獄にても、監房の構造法は、新式に依りて、漸次改善の舉あるにあらずや、而して又、治獄官の修身上の機關と、職務上の汚行とは、噴々として監獄改良の聲と共に、吾人耳に響けるにあらずや、觀、一步を進めて、監獄の内場は踏み込みて、探査せよ、靜に監内を徘徊して、監房の間、便所の傍にのみ、耳を懸して彼の囚人等が相言するを聞くときは、實に憤懣に堪へざることを可し、彼囚人等は、折に聞れば、時に違ひて、(ア)アテモ、本眞な彼人カナリとの冷評を下すふとあり、囚人、此の簡單なる一句の内に、實に治獄官を輕侮する無量の意味を有することを知るべし、此の治獄官にして、果して彼猛進なる多數者を嚴正なる紀律の下に統一し得るか、又、彼の悪徒をして、改過向善せしめ得るか、或は治獄官、知りて不知不識の内に、彼等惡徒の爲めに痛害せられて、其の身を蒙使せられつゝ、あらざるなきか、余は未だ悉く之れに信を續く能はず、是れ余の、初めに現今の改良は、外觀的事物の改良にして、未だ真正なる根本的の改良にあらずと唱道せし所以なり、治獄上事物の改良は、其の當務者、則ち治獄官たるもの、精神的行為に依りて、始めて完備するものなり

之を詳論する歐羅巴の性理學者も、之に踰ゆることなし、是佛敎修身法の功用廣大なる一宗教となりし原因なりと云はれたる所以なり、然るに、論者は、精神感化に有力なる宗教を開き、微弱なる普通道義に依らんとするは、恰も珠玉を捨て、瓦礫を取り、錦繡を踏して、敵衣を重するが如し、奇も亦奇なりと云ふべし、是手廻の歐止する處はざる所なり

叢談

●昔時北海道土人の刑罰の概況

在北海道札幌苗穂村 講 山 生

左に掲載して諸君の一讀を煩はさんと欲するものは、昔北海道土人(舊人一名) 社會に行はれたる刑罰法にして、大方諸君は能く熟知せらるゝべしと雖も、彼等社會の當時の一斑の状況を知るに足るべし、余は北海道各監獄に職を奉ずると久しく、此の間彼等の罪を犯して入監するものに就き経験すれば、概して年齢四十歳以上に當り、凡て犯罪者の年齢に關係あるとは、獨り彼等社會のみに止まらずと雖も、彼等の犯罪の多寡は、年齢に依りて一原因ともなるべきものは、少く之と異なり、其理由は、元來彼等四十歳以上の輩は、昔同社會にも刑罰法のあるとは、未だ歷程を脱せず、一度惡事をなし、刑に處せられ、殊に髪を短縮し、髪を剃り落し、彼等固有の風俗を變ずるが如きとあれば、是れ亦一の刑罰として、大に恥ぢ、自ら遁逃して山間に隠れ、同社會も之れを

をしるし置かん、此の地にて、時々男女どもに、手先の腐爛するものを見き、又はは何事やらん、奥羽の地にて足の指先は、雪焼といひて、雪威にて腐爛するものも有るが、それとはたがひ、是はサイモンといふ事をいたししもの、よしにて、婦人など、密通或は隱惡のこどなきとあると、あらざるを爭論にれよびし時、神にちかひて、熱湯の中に、小石三つを入れて、是を探り取らしむること有るなり、其の隱惡なきもの、手は、依然として腐爛せず、若、隱惡ある時は、忽然腐爛して、生涯廢人となる者ありと云、按ずるに是をサイモンといへるは、神に奉る祭文の語の轉訛なるべし、是日本紀應仁天皇九年の條曰、上武内宿禰與美内宿禰、於是二人各堅執而爭之、是非難決、天皇勅之、令詣神祇探湯、是以武内宿禰與美内宿禰共出、于磯城川濱、爲探湯、武内勝之、とあると、實にその例、今に残るなるべしとれもはる(蝦夷奇觀蝦夷葉那志に見ゆ)

サイモンといふは、夷仲間にて、何か紛失なせし時、其の疑はしく見ゆる者共を呼集め、れの潔白をみせん爲めなり、此の事をなすに、海水をどりて、カモ、といふ器物へなみ、といれ、是は三升五合もの

排斥して、殆ど顧みざるもの、如しと云ふ、彼等風俗、且、製俗なりと雖も、廉恥心の存する者あり、故に偶々彼等の罪を犯して入監するものあるとき、刑規により蓬髮亂麻長髯胸を蔽ふを、短髮剃除せんとするに際せば、匍匐叩頭、悲歎泣涕して止まざる者あるは、眞に感泣すへきものと云ふべく、是等の輩は、再び罪を犯して入監するもの諒なし、之れに反して、壯年輩にして、所謂第二の開化黨とも云ふべきものは、稍、智識の發達するに同時に、(幼年者此) 之れに伴隨して、罪を犯すもの多し、甚しきに至りては、六七犯のものあり、其の原由一様ならずと雖も、按ずるに彼等壯年輩は、昔同社會に行はれたる刑罰のあるを、一も歷程に存するとなく、又、法律の何物たるを辨知せず、内地人を離居し、或は奸黠の徒に突はり、種々の惡手段を指示せられ、之れに感染して、固有の純朴なる風を滅殺し、惡情に陥り、罪を犯すもの最も多し、而して其の罪質は、主に物盜犯にして、十中の八九は、飲酒に起因せざるはなし、前文事類の大畧にして看るべきものなしと雖も、彼等の實況と、下に掲載する刑罰法に於ての比照せば、亦多少其の事實を確むるに足るべし、聊、愚見を陳へて、諸君の參考に供す

●サイモンの事

禮義失する時は、是を山家に求むるとかや、儒佛の二道渡り來たりてより、我皇國の古法、大方は失へり、只新しきを好めるぞ、人心の常なりける、その禮儀内に失するも、却りて奥羽に残り、筑紫に存すること少なからず、別して本邦の古法は、此の蝦夷の地にぞ多かる、そを悉くはしるすにたへねど、先其の一つこのなり、是を銘々一盃づ、呑む事なり、本朝湯起請熊野牛王の故事なり、また鏡を燒きて、是をつかひ事、蝦夷の内においてぞ(夷談俗話)

●ウカルの事

夷人のうち、惡事をなす者あれば、其の所の夷人、并、親族のもの集まりて、其の者を拷問し、罪を糺す事なり、是をウカルといふ、此の語の解いまださだかならずといへども、夷語に、戦の事をウカルといふ事あり、戦の事をまたイトミともいふなり、夷人の戦といへる事は、意味ことに深き事なり

是は、本邦の邊鄙の人のことばに、人を強く打倒す事をウチカスルといふ事あり、戦はいづれ人を打倒すを以て事とする故、此の言葉を寄して、ウカルといふなるべし、されば、此處にても、人の罪あるを糺し、又、拷問するを以てのゆゑに、同じくウカルとは稱するとか

このウカルを行ふ事、たゞに刑罰の事のみどもきこえず、時によりては、其の者を戒め愼ましめんがために行ふ事もありと見ゆるなり、後にしるせる六種の法を見てしるべし

是を、行ふの法、すべて六つあり、其の一つは、前に

いふごとく、悪行をなしたるものを打ちて、其の罪を糺すなり、二つには、夷人の法に、喧嘩争鬪の事あれば、負けたる者の方より、あやまりの語として、寶器を出たすなり、是をつぐなひと稱す、其の償ひを出すべき時にあたりて、ウカルの法を行ひ、拷問することあれば、寶器を出たすに及ばずして、其の罪を免す事、三つには、人の變死する事ある時、其の子たる者に行ふ事あり、是非業の死故、其の家の凶事なりとて、其の子を拷問して、恐懼戒償せしめ、子孫の繁榮を祈るゝなり、又、其の子たる者、親の非業の死をかなしむ憂苦甚しく、はどんど生をも滅せん事をせられ、拷問して其の心氣を勵まし起こさんか爲りに行ふ事もあり、是は、其の子たる者を強く戒めて、父母の存生せる時の如くに、萬の事をつゝしみ、能く家を治めしめん事を思ひてなり、五つには、流行の病等ある時、其の病の來れる方に、草にて偶人を作り立置きて、其の處の夷人のうち一人に、ウカルの法を行ひて、其の病を被ふ事あり、六つには、日を連ねて、烈風暴雨等ある時、天氣の晴和を祈りて行ふ事有り、此の流行の病を被ふと、天氣の晴和をいふるとの二つは、同じく

ゑ、先その大略を爰に附して記せるなり、(蝦夷誌)

●犯罪者審判の事

蝦夷人犯罪者あれば乙名之を糺問し、判決せざれば、總乙名へ告げ、其の罪を審案判決す、犯者伏罪の後、本人所持の寶器を、罪の輕重に應じて受取り、被犯人へ渡す

總乙名とは、國內を總括し、諸事並乙名と協議判決す、此の任たるや、素より文字なきが故に、言の傳へは、實地詳細にして、明辨博識の人を撰擧す、平土人の内を撰み、並乙名とし、是は大抵一郡一人に過ぎず、此の任にして、多分平土人を判決す(蝦夷雜書)

●不義なる夷女を罰する事

人の妻となりたるもの、他に姦淫を犯さば、頭髮を刺り尼となす、これを以て、其の犯せる罪ある事を、人に知れ易からしむるの戒とす、又、奸夫、若、彼婦の夫、或は其の夫の朋友等に、途中にて行き逢へば、己が帯ふる所の劍、及、其の他のものも、悉く彼に奪ひ取らるゝなり、(蝦夷雜記)

富饒の夷は、三人も五人も妻をむかふるといへども、さして嫉妬すど云ふ事もなく、誰夷が妻といふのみにして、別家に住し、自己のかせぎを以て、子孫産して

拷問すといへども、シモトに白木綿なを巻きて、身の痛まざるやうに軽く打つ事なり、此のウカルの外に、悪事をなしたるものあれば、其の人を罰するの法三つあり、一つには、イトラスケ、二つには、サイモニ、三つには、ツグノヒなり、イトラスケとは、イトは鼻をいひ、ラスケは截るをいひて鼻を截るといふ事なり、是は不義に女を犯したる者を刑するなり、凡、夷人の境、風俗純朴なるによりて、盜賊等の事も少なく、まして人を殺害する事などは、稀なるゆゑ、刑の用ひ方も、多からず、爰にいふ鼻を截るがごときは、至極の重罪となす事なり、サイモニといへるは、此の語の解いまだ詳ならず、其の用ひかたは、たとへば罪を犯したる者ありて、鞫訊を盡くすといへども、あへて其の罪に伏せざる時は、熱湯をまうけ、其の人に手をいれさせて、其の虚實を糺すなり、古史にみえたる武内の宿禰の行ひし探湯の法など、いはんが如し、此の刑を行ふ事、多く女子の上にある事なり、ツグノヒといへるは、とりもなほさず、償ふの義にて、前にあるがごとく、罪を犯したる事あれば、其のあやまりの語として、悉く器を出たさしめ、其の罪を償はすなり、此の三種の刑罰、其のいまだ詳ならざる事ども多きゆ

も養育する事なり、婦夷の身持至りてよく、不義杯といふ事は、蝦夷の地には決してなき風俗なり、稀に不義なる夷女有る時は、男夷を咎めずして、婦夷を棍棒を以て、打殺して海へ流す、蝦夷の法なり(東遊雜記)

●セカチ煙草を禁する等の事

土人幼年の者をセカチと唱へ、煙草を吸ふを禁ず、妻を迎ふるに及びて、吸煙を許す、莫入煙管を挿、裏へ等を仕込む事、乙名にあらざれば許さず(蝦夷雜書)

●蝦夷地制札の事

今度蝦夷地御改正の上は、國禁無くしては、相成間敷哉に付き、制札案の事、林大學頭へ申談候處、去二月晦日、左の通り認め被差越候
草味の地へ、法網を密に行ひては、夷人ども服従の障りに、可相成事、勿論の義に候へ共、さ候迎、一向無法にして、差置く時は、暴虐非義のもの、懲らしも無之候間、荒々どえたる刑法定め置き可申事に候、依之漢高祖關中に入る節、秦の苛政を除き、三章の法を立てしを、今はまた相用ひ、且、其の地露西亞と接壤候事故、斬殺禁斷を第一に加へ候は、則我か國法も立ち後々の流弊有之間敷候、殊に三章は、急度えたる準據有之候は、心有る者は、議論も無之哉と存候、高祖

關中の父老と約せる法三章は、殺し人者は死せん、傷し人れよ以て盜せと抵罪と二條にて、三色の事に御座候、註に傷し人有曲直、盜賊有少多罪、各不可豫定、故に凡言抵罪、未知抵何罪也、と有之候、今の用に立つる積にて、相考へ候に、右髡鉗、城日昏杯と申して、輕き罪ある者を、右の通にして、夫々の力役に遣ひ、罪を贖はする事面白き事に候、今其の法絶えたれども、愚意には、喧嘩口論にて、人に疵付け、聊の盜物等いたすものは其の輕重を計りて、三五年の限りを定め、髮の毛を剃落し、道造り或は田畝の開墾に、嚴敷使ひ其の罪を贖はせ、年限もちて差免す方可然にて候、其の外微罪、此の條法 不入事も、夫々勘辨を以て、半年一年等、右の通り取扱ひ候は、可然候、借、法度書書の面は

掟

一 邪宗門にまたがふもの、外國人にしたしむもの、其の罪れもかるべし
 一人を殺したるものは、死罪たるべし
 一人に疵付、又は盜するものは、其の程に應じ答あるべし
 右三ヶ條は、種々訂正の上、相達されたるものと見ゆ

(休明光記附録)

官報

○訓令

内務省訓令第七號

今般發布ノ勅令第三號陸軍監獄條例第一條明文外ノ囚人ハ陸軍軍法會議ニ於テ處斷セラレタル者ト雖該軍法會議所在ノ地方監獄ニ收監シ書通及刑所處斷因同様ニ取扱ヒ其集治監ニ入ルヘキモノハ假留監ヘ押送日一金武拾錢ノ割ヲ以テ陸軍省ヘ請求スヘシ
 明治二十七年二月二十七日
 内務大臣 伯爵井上馨

内務省訓令第七號參照

勅令第三號陸軍監獄條例(明治二十七年一月八日官報)抄錄
 第一條 陸軍監獄ハ輕罪以下ノ刑ニ處セラレ未タ現役ヲ離レサル軍人若ハ其ノ官職身分ヲ失ハサル軍屬諸生徒及刑事被告人ヲ拘關留置スル所トス
 陸軍省令第三號
 陸軍監獄看守採用規則左ノ通定ム
 明治二十七年三月七日
 陸軍大臣 伯爵大山巖

陸軍監獄看守採用規則

第一條 陸軍監獄看守ハ陸軍各兵科備後備役下士兵卒ヨリ其志願ニ依リテ採用ス但屯田兵備後及警備隊區所屬ノ者ハ採用スルノ限ニ在ラス
 第二條 左ノ諸ノ者ハ看守ニ採用セズ

- 一 身體虛弱ノ者
 - 二 年齡四十歲以上ノ者
 - 三 重罪又ハ重懲罰ノ刑ニ處セラレタル者但兩事犯ニシテ復讐ヲ得ル者ハ此限ニ在ラス
 - 四 賭博犯罪規則ニ依リ懲罰ニ處セラレタル者
 - 五 實分放散等ノ破産ノ宣告ヲ受ケ復讐ヲ得サル者及身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨濟ヲ給ヘサル者
- 第三條 下士上等兵ニシテ監獄看守ヲランコトヲ望ムモノハ現役滿期前一月内若クハ滿期後三月内ニ志願書ニ履歷書ヲ添ヘ現役滿期前二條ノハハ隊長若クハ長官ヲ經滿期後二條ノハハ大區區司令官ヲ經テ採用ヲ望ム地ノ師團長若クハ屯田兵司令官ニ出スヘシ
 屯田兵下士上等兵ニシテ監獄看守ヲランコトヲ望ムモノハ前項ノ規定ニ準シ備後滿期前二條ノハハ隊長ヲ經滿期後二條ノハハ屯田兵司令官ニ出スヘシ但家族中本人ニ代リテ耕耘ニ從事スルコトヲ得ル男子ナキモノハ志願書ニシテ得ス
 第四條 師團屯田兵副官ハ前條ノ志願書ニ依リ志願者名簿ヲ作り之ヲ備へ置クヘシ
 第五條 看守ニ副員ヲ生シタルトキハ師團長屯田兵司令官第三條ノ志願者中ヨリ其身體ヲ検査シ品行方正學術優等ノ者ヲ撰ミ之ヲ採用ス
- 第六條 前條ニ依リ看守ノ闕ヲ補フニ足ラサルハ師團長屯田兵司令官其管内居住ノ下士上等兵ヨリ募集シ身體ヲ検査シ之ヲ採用スヘシ
 第七條 下士上等兵ノ志願者ヲ以テ看守ノ闕ヲ補フニ足ラサルトキハ師團長屯田兵司令官其管内居住ノ兵卒ヨリ募集シ身體検査學科試驗ヲ行ヒ及第者中ヨリ之ヲ採用スヘシ
 第八條 學科試驗ノ項目ハ左ノ如シ
 一 讀書 假名交リ文
 二 作文 往復文
 三 算術 四則數比例
 第九條 検査及試驗ハ師團長屯田兵司令官委員ヲ命ジテ之ヲ爲サシム

- 第十條 第七條ノ検査及試驗ヲ行ヒタルトキハ委員長試驗ノ成績ニ依リ順序ヲ定メタル及第者名簿ヲ作り之ヲ師團長屯田兵司令官ニ出シ其圖可ヲ得テ及第者ニ證書ヲ付與スヘシ
 - 第十一條 志願書及證書ノ効力ハ總テ一年限トス
 - 第十二條 本則ニ依リ採用シタル後ト雖兵看守ノ職務ニ堪ヘサル者トルトキハ監獄長ノ具申ニ依リ師團長若クハ屯田兵司令官之ヲ免スルコトヲ得
 - 第十三條 備後備役服役中ノ者臨時召集ニ應ジ戒護上差支ヲ生スルトキハ師團長屯田兵司令官一般人民ヨリ募集シ第七條ノ検査及試驗ヲ行ヒ看守ヲ採用スルコトヲ得
- 附則
 第十四條 本則ハ明治二十七年四月一日ヨリ施行ス
 第十五條 明治二十八年四月一日前屯田兵監獄ニ於テ看守ニ副員ヲ生シ本則ノ規定ニ依リ其闕ヲ補フ能ハサルトキハ司令官ヨリ第二師團長ニ照會シ第二師團長ハ本規則ニ照シ志願者ヲ採用シ担任セシム
 第十六條 本則施行ノ際ニ限リ現ニ陸軍監獄ニ在リテ看守卒タル者ハ本則ノ規定ニ拘ハラズ別ニ辭令ヲ須キスシテ看守ニ採用セラレタル者トシ押丁タル者ハ師團長屯田兵司令官看守ニ採用スルコトヲ得
- 訓令
 陸軍省訓令第三號
 本年勅令第三號陸軍監獄條例第十五條ニ依リ刑事被告人タル婦女ヲ地方監獄ニ囑託シタルトキノ費用ハ其囑託ヲ爲シタル衛戍監獄ニ請求スル儀ト心得ヘシ
 明治二十七年三月七日
 陸軍大臣 伯爵大山巖
- 陸軍省訓令第三號參照
 勅令第三號陸軍監獄條例(明治二十七年一月八日官報)抄錄
 第十五條 婦女ヲ入監セムルトキハ地方監獄ニ囑託スヘシ
 在監人請費外六件支出
 一金五千貳百四拾七圓六拾參錢六厘
 北海道廳在監人請費

須用有之左ノ府縣へ出張ナ命ス
 京都府 大阪府、兵庫縣 遊賀縣 岐阜縣 愛知縣 三重縣
 靜岡縣 神奈川縣
 神奈川縣監獄八王子支署庶務係勤務監獄書記 代田欽次郎
 監獄八王子支署長出張中代理ナ命ス
 農田支署詰守部長ナ命ス
 依願教師ヲ免ス
 北海道廳署守 菅喜一郎
 廣島縣教師 齋藤吉英
 大出 勝義
 廣島縣ニ於テ採用ニ付出向ナ命ス
 香川縣看守長兼監獄書記 大出 勝義
 任廣島縣監獄書記七級俸監獄署第一課長ナ命ス
 廣島縣看守長 牛尾謙次郎
 廣島縣看守長 牛尾謙次郎
 任香川縣看守長兼監獄書記八級俸監獄署第二課分掌ナ命ス
 香川縣監獄書記兼看守長 明石 沙
 監獄署第三課長心得ナ命ス
 香川縣看守長 藥師寺朝夫
 監獄署第三課勤務ナ命ス
 佐賀縣監獄署第一課勤務監獄書記 田中 忠九
 全 關 井上 茂明
 依願監獄ヲ免ス
 栃木縣監獄署 永江 貞之
 任栃木縣監獄監獄署醫務所長ナ命ス
 ●看守教習所卒業
 栃木縣ニテハ左ノ看守教習所授業生ニ卒業證書ヲ授與セリ
 神奈川縣ニ於テハ左ノ看守教習所授業生ニ卒業證書ヲ授與セリ
 看守 堀野 彦吉 全 堀 彌門 全 村田 休峯
 全 橋詰新太郎 全 豊田 榮治 全 名和 喜平
 ●北海道廳治監ニ於テハ全上
 看守 關田 仙太郎 全 關田 正太郎

神奈川縣ニ於テハ
 全 小野 宗孝
 全 永野 岸太郎
 全 村尾 新太郎
 全 青山 新次郎
 全 高島 竹太郎
 全 伊藤 邦吉
 全 飯淵 泰三郎
 全 藤田 登麿
 看守 鈴木 道真
 全 横溝 角藏



通信

廣島縣聯合府縣典獄會錄事

去る二月十二日より、廣島縣にて開設せし聯合府縣典獄會の錄事を、
 同縣監獄署より、通知せられたれば、之に之を掲ぐ
 本會は、明治廿七年二月十二日より、開會し、同十七日を以て閉會せり、
 會場は縣會議事堂を以て之に充てたり、開會中は、鍋島本縣知事、時々
 臨場せらる、尙、本會に列席せしは、六角京都府典獄、小林大阪府典獄、
 櫻井兵庫縣典獄、高本奈良縣典獄、新妻三重縣典獄、樋口滋賀縣典獄、
 高木福井縣典獄、小島富山縣典獄、遊佐島根縣典獄、西村岡山縣典獄、

●北海道廳走分監ニ於テハ全上
 看守 稻光 眞七郎
 全 河原 林叶
 全 三島 富次郎
 全 平野 秀太郎
 全 桐谷 忠次郎
 全 小野 次郎
 全 山本 次郎
 全 山口 謙助
 全 橋本 清吉
 全 加藤 保藏
 全 佐藤 保藏
 ●大分縣監獄署ニ於テハ全上
 看守 岡田 土次郎
 全 多川 五郎
 ●京都府監獄署ニ於テハ全上
 看守 平賀 逸郎
 全 勝井 芳太郎
 全 富田 幸三郎
 全 田中 幸太郎
 ●佐賀縣監獄署ニテハ全上
 看守 芳嶋 久敬
 ●精勤證書授與 北海道廳治監ニ於テハ左ノ如ク精勤證書ヲ授與セリ
 關田 仙太郎 看守 芳嶋 久敬
 關田 正太郎 看守 村井 彌門
 齊藤 兵太郎
 全 齊藤 兵太郎
 全 河野 登吉
 全 河野 金吉
 全 足立 力藏
 全 中山 市吉
 全 小山市 八郎
 全 花房 久吉
 全 岩田 德三郎
 全 奧村 龜吉
 全 中田 部廉之助
 全 小井 文吉
 全 松井 正吉
 全 上田 元吉
 全 小川 元吉
 全 伏見 寬助
 全 富田 廣厚
 全 石母田 矢五郎
 全 湯本 繁
 全 平尾 常二郎

關野山口縣典獄、福田和歌山縣典獄、自倉德島縣典獄、田中香川縣典獄、
 若山本縣典獄、山崎愛知縣看守長(典獄代理)等にして、由廣島府井内府
 屬も、亦、臨席せり
 會頭は、出席典獄多數の求めに依り、若山本縣典獄の席に就きて、
 議事を整理し、及、開會の時間は、午前九時より、午後五時迄と定めたり、
 本會の決議、又、協議事項の重なるものは、左の如し
 決議事項
 第一、教師の定員を定められんとを、其の筋に望むは原案に決し、
 (京都府府提出)、第二、看守の服制を改正し、(服制は目下其の筋にて改
 正)且、服地は羅紗に改め、従來給與品の外、尙、白色の襪、カフス、手
 袋を増給し、劍制は之を一一定し、其の外貨用品は、従前の通りとなし、
 又、押丁の服地は、小倉とし、羅紗の外套、短靴或足、「ケートル」靴足、
 肌着、袴下、靴下を給與し、その他、貨用品は、従前の通りにせられん
 とを、其の筋に望むは、原案に決し、(香川縣提出)、第三、監獄支署の
 名稱は、去る廿三年訓令を以て定められ、地名を監獄支署に冠するものと
 なれり、此は少く實際に適せざるの據あるを以て、裁判所の支署と
 察務の分署に於ける如く、其府縣監獄署某地支署と稱するものに改正せ
 られんとを、其の筋に望むは、原案に決し、第四、教習中の看守は、
 設置程度外とし、其の人員は、定員の二十分一と定められ度とを、其の
 筋に望むは、原案に決し、第五、看守の精勤證書を有するものは、平
 素其の光榮を表明する爲め、佩章の制を設けられ度とを、原案に決し、
 (以上廣島縣提出)、第六、監獄炊事、作業物品出納等の事務補助の爲め、
 府縣稅屋を置くを得べき旨を達せられんとを、其の筋に望む、其の人員
 は左の如し、一、在監人員五百人に付十人とし、五百人以上百人を増す
 毎に、一人を加へ、五百人以下百人を減する毎に、一人を減す、二、監

獄支署ある地方に在りては、前定員の外交尋毎に一人を増置するとを得一は、原案に決し、第七、假留監に押送する囚人は、看守をして押送せしむるときに改正せられんを、其の筋に望むは、原案に決し、(以上兵庫縣提出)、第八、各教養長に對し、放免囚保護事業に、専心投意せんとを、訓諭あらんとを望むは、原案に決す、(富山縣提出)

協 議 事 項

第一、「刑事被告人の貫籍を詳悉するは、囚籍編成上重要な件に付、名籍原簿、記載例第二項の本籍は、府縣郡市町村(番地)(同居(何種附籍)(町村無家職業身分等の詳細を要す)、第二、其の第三項の最終居住地も、(全戸寄留)(單身寄留職業身分等を取調ふるものも)す、其の必要異なるに異なり、第三、其の第五項出生別は、公生私生を明記するの外、尙(父母庶子)(母名私生等)をも區別せんとす、之れ生實、及、親生家の姓をも併記して、婚家と實家とを判明ならしめし、第五、其の第七項の子孫は、(長三女男)採離せし、婦女の名の假名字を用ふるものは、総て平假名を使用せんとす、其の平假名を用ふるは、字面屈曲多きを以て、自然隱匿を防ぐの便ありはなり、第六、其の第八項、兩親は、實養繼父母なれば、其の名、舅姑は氏名、兄弟姉妹、又は、義兄弟姉妹を、添く其の名を記載し、身分取調の便に供す、第七、其の第七十八項の裁判所名、及、宣告年月日は、重き刑の外は、備考欄内に併記しては如何、第八、其の第二十三項、刑事被告人の名稱中に、其の終結事由年月日欄内同一の監獄と雖も、(年月日裁判確定)等、囚人監に移したる事由を補記し、及、出監番號をも付記するを要す、第九「放免原簿記載例中、第二項起算、及、監刑満期年月日の下押押とあるを編

印欄内に斜線を畫し、下部を調査終了(主任者の印)とし、上部を典獄の印として如何、第十「死亡帳中へは、危篤屆の年月日を記入せんとす、第十一、置置貨物の内、有價物は、品目價格を詳記し、物品會計書吏に於て、一定の書式を用ひ、受渡の手續を爲すを要す、其の取扱順序は、甲署より送付したる有價物品を、乙署に受領したるときは、其の証を甲署に送付し、甲署は此の證を以て結了することせん、右各項は、内務出職員より希望の通達するも差支なき旨、説明ありたり、第十二、「作業受真人は、常に工場に入り、作業のことは一切(監獄事務の事)處理するを希望するは、一般皆然り、之を許すときは、大なる弊害あり、然るに、其の方法たる府縣一定ならざるもの、如し、故に作業受真人必要あるときに限り、典獄の許可を経て、看守の付添ひあるにあらざれば、入場せしめざることに一定せしめ、將來可成此の方針を取ることに決し、第十三、生月不明なるもの、起算法を一定せんとすは、十二月を以て、起算事とすることに決し、第十四、病囚の統計上、頓服藥を給し、又は、塗抹劑を施す如きものは、其の員數の中に加へざるに、曾て協濟濟の權覺ゆるも、實際然らざる所あるかに思慮せらる、其の統計を一定したしは、員數に加へざることに決し、第十五、新入の囚人は、直に就役せしむる、放免囚は放免前日は、終日服役せしむる囚人は、各府縣區々の取扱なれども、新入者は、二三日間分房、又、雜居房、離隔放免も、放免前日は、就役せしめず、前同種離隔する所多し、將來は、可成内務省出職員の注意を與へたる方針に依り、此の隔離の方法、俄しに流れざる様、處理せんとし協議せり、(第十六、廿七年一月廿六日、警監發第壹號内務省警保局長より、縣知事、通牒中、拒訴人の名稱原簿は、其の原簿欄内に調整云々あるも、本監にては、從來原簿より、罰刑確定局三月、乃至六月を経て、受取方の職あるを請ふ

針を以て、各地現行のものを改正し、其の他の各條は參考するとに決し、第二十六、在監人に、禮式を爲さしむるの方法を、一定せんとし、別紙第四號原案の條を參考するとに決し、(以上京都府提出)第二十七、女監取締採用試験規則を一定せんとし、別紙第五號原案の條に決し、第二十八、押丁採用試験規則を一定せんとし、別紙第五號原案の條に決し、以上(京都府提出)、第廿九、給與工錢ある囚人にし、釋保の際、普通衣類を所持せざる者は、出監前に本人に承諾せしめ、衣類を購求し與ふる、各府縣取扱の模範如何は、購求し居る數多數、第三十、看守貨與品の内、外套、及、長短靴の保存期限、及、各調製代價は如何は、各府縣へ、隨任の上、報告するとし、第三十一、女監取締に「捕繩、手帳、呼子留を貸與しあるは、貸與する所多數、第三十二、在監人の所持品を、物品會計官吏に報告するは、單に合括式計算書のみを以てする、將た、合括式計算書の外、品目、個數、價格等、一點毎に記載したる明細書を以てする、右報告方法は、府縣區々に異なるもの、如し、元來在監人所持品は、監獄則施行細則第四條の規定に依り、監獄署にて、各人別に、品目、個數、價格等を記する簿冊を設くべきに付、物品會計官吏の出納帳簿は、合括式のみにて可ならん、果して合括式にて可ならざれば、從ひて報告書も、合括式計算書のみにて、然るべきものならんと思考す如何は、各府縣合括式計算書のみを以て、報告する所多數、第三十三、幼年囚懲治人の授學は、午後に於てする監獄往々ありと聞ひり、凡そ人の精神たる、午后に概ね倦怠に傾くものにして、午前の爽快活潑なる時にする方、實効多しと思考す如何は、各府縣便宜に依り、施行せんとの説多數、第三十四、先般發布せられたる内務省訓令第二十六號、看守採用規則第七條第三項、及、第八條舊約文面によれば、尚後看守たるものは、自ら詳願願出を許さるもの、如

す、故に短期のものは、本監より放免するのあり、之等に對し、名稱の調整を爲さ、れば、死亡逃走、其の他事變に際し、甚た不都合を醸すところあるべし、依りて拒訴人と雖も、拒訴院所在地々方監獄にて之を調整するものとすは、内務省出職員より、直に引渡せしむることに決し、其の調整を要せざるの意にして、絶對に其の調整を要すとの意にあらず、本項の如きは、調整して差支なき旨、説明ありに付、了解し、審議せす、(以上廣島縣提出)、第十七、豫審中の被告人に辯護人の面會を許す可否は、尙、監獄の上處理するとに決し、第十八、在監人信書發送の場合記名の「は、封書は、署名を記し、端書は何府縣監獄署在監人何某と記名し、收監番號は記入せざるとに決し、(以上大坂府提出)、第十九、「名稱原簿、及、身分整理順序を一定したしは、別紙第一號原案の條に決し(兵庫縣提出、第廿、女監取締の休暇は、看守休暇規則に準據するものとに致し度と「は、各府縣多くは已に施行し居るを以て、異議なく原案に決し、第廿一、釋囚人の處遇を一定する「は、各府縣已に通常人同と「は、別例の所遇をなし居るを以て、異議なく原案に決し、第二十二、雇入分掌例、第六十七八九の三條の場合、囚人は行狀書真なる囚人を選擇使用するの可否「は、六十八條の場合、囚人を使用するは否決、六十七條、六十九條の場合、囚人を刑事被告人囚人双方に使用するも、亦否決、全兩條の場合、囚人を囚人の用に使用するは可決し、第二十三、「科程檢査の際、全上囚人を使用するの可否「は、科程見取りの際、檢査の下にて、製造品の運搬等に使用するは、差支へなきとに決し、第二十四、分房四、及、刑事被告人の作業は、如何なる種類を適當とするか「は、可成房内にて、利器を要せざる座作の業を取らしめ、其の種類は、豫め一定せざるとに決し、(以上三重縣提出)、第二十五、「看守採用試験規則を一定せんと「は、別紙第二號原案中、第六條、七條、八條は、漸次此の方

し、若、一身の故を以て許職甲出つるものあらば、懲戒免職をなし、従ひて歳年勤積のものも雖も、給助金を下賜せざるは、當然ならん、然れども、當初五年以上の奉職期限を齎越せしめ、採用したる看守にして、右訓令實施に際し、既に滿五年を超過したるものは、許職願出を許し、且、退職給助金を下賜すべきものならんと思考す、意見如何には、各府縣共、後段の通、解釋し居る方多數、以上奈良縣提出、第三十五、四人より親戚扶助の爲め、給與錢の贈與を請ふものあるも、相互の關係を精査する手続、及、許可金額の標準如何には、扶助を願出つるものは、所轄警察署、又は、町村役場へ照會の上、贈與を必要とするもの限りて許すとし、金額は典獄宜しく取捨すべしとの説多數、(鳥根縣提出)

精勵學會

群馬縣監獄署にては、押丁大野一眞、渡邊逸治、その他有志諸氏の發起にて、精勵學會といふを設け、專、刑法、刑事訴訟法、監獄則、その他本會の雜誌、及、在監人取扱上に関する事を研究し、司獄官吏たるの職分を盡くさんふを希圖せらるるといふ、既に二月上旬を以て、第一會を開き、不日またその筋の允可を得て、第二會を開く由なり(赤城堂天君報)

獄事研究会

山形縣監獄署にては、數名の看守發起となり、獄事研究会を設立したるに、典獄、看守長は、之を賛成せられければ、警員一同異議なく、會員となり、本月六日と以て、發會式を舉行せられ、會員諸氏の演說あり、終に看守長牧野義得氏の、本會設立の美譽たるを重寶せられ、併せて辭業

に希望せられたる演說ありたりき。(堤林敬衛君報)

○新潟縣乃押丁全廢

新潟縣監獄署にては、小泉典獄の赴任以來、諸事改良の途に歩武を進めらるる由は、兼ねて聞き及ぶ所なるが、今又來二十七年度よりは、押丁を全廢せらるる由、同地よりの通信に接せり

海外通信

○佛國監獄協會主幹デポルト氏死せり

東京 臥牛生投す

彼の農事を見よ、既に先人が拮据經營して開拓したる田畝によりて、播種耕耘の術を施すは易き業なれど、草萊を拓き、荒蕪を去り、瘠地を化して、沃土となさんと欲せば、その艱難、また尋常農夫のよく耐へ得べきにはあらじ、必ずや、家資豊富にして、且、勤勉なる資質あるにあらざれば、能はざるなり、學者に於ける、また然らじといはんや、既に前賢先哲が開拓し終はりたる者を、徒にその糟粕を嘗め、その棄餘を甜りて、受賞をなし、取次をなすは、尋常の智識と、學術とを具へたるの士も、會、之を能くすべし、されども、

いまた前賢先哲の唱道したる名論卓説あるにもあらず、はた、今世の士の争ひて開拓したるものあるにもあらざるに、屹然その間に介立して、創造の新説を吐露し、卓抜の奇論を著述して、社會の耳目となり、その道の祖宗と仰かるゝ者に至りては、おれ固より尋常學士の能くすべしにあらざり、必ずや、抜人の忍耐と、豊富なる學術と、永久なる經驗と、卓越なる見識とを兼備せる豪傑の士にあらざれば能はざることなりかし、今や、監獄の事業界、此の豪傑の士に乏しかりざるべし、然れども、余を以て之を見れば、獨、指をデポルト氏に屈せざるを得ざるなり、氏の如きは、實に斯道の開拓者とし、斯道の耳目とし、斯道の祖宗として、吾人か尊崇すべきものなることは、亦、社會公論の歸する所、誰か否すといふものあらん、而して今やいとも

會の名譽書記と、天主教組合名譽會長とをも兼ねたりき、而して氏は、尚、普魯西ヤ、ハリエ、ド、ロルドル、ド、サントウヌ勳章と、瑞西シバリエー、ド、ロルル、ド、レトワール、ポール勳章とを、佩用することを允許せられたりき

忌はしき赴報に接しぬ、吾人の驚駭、吾人の悲歎、吾人の痛惜、吾人の絶望、とた何物か之に譬へん、哭して慟すとの金言をして、果して真ならしめば、吾人は此の人のために、慟するにあらざりて、とた、誰かためにか慟せん、謹みて氏の傳記を按ずるに

又、氏は佛國監獄協會の發起人なり、同會が今日の隆盛を致すに至りしは、全く氏か拮据經營の結果に出でたるものにして、氏か同會との關係の親疎は、實に同會の盛衰に關係する所大なるものたりしなり、かく同氏は同會と膠漆も管ならざるか如き縁故あるか故に、同會の沿革を陳べんとせば、勢、同氏か經歷を記せざるべからず、氏か歴史を陳ふるにも、亦、同會との關係を云はざるべからざる所のものたりしなり

る所、誰か否すといふものあらん、而して今やいとも忌はしき赴報に接しぬ、吾人の驚駭、吾人の悲歎、吾人の痛惜、吾人の絶望、とた何物か之に譬へん、哭して慟すとの金言をして、果して真ならしめば、吾人は此の人のために、慟するにあらざりて、とた、誰かためにか慟せん、謹みて氏の傳記を按ずるに

氏は佛國人にして、法學博士の學位を有し、巴里府高等法院附屬辯護士を以て、職業とし、他に同國監獄協

も、大關聯あるまどを知るべし、何となれば、千八百七十一年に開かれたる英國倫敦第一萬國監獄會議より以來引續き千八百九十年に開かれたる露西亞萬國監獄會議に至るまで、常に佛國の代理委員として出席し、每會氏か懷抱する所の名論卓説を吐露して、各國派出委員の贊同を得、常にその會議の牛耳を執りたりしにて

も著し

彼の有名なる佛國監獄學者「アーンソンプール」氏か、同國の議會にて、監獄調査委員を命ぜられたりし時、同議會に提出したる監獄新法案は、悉くデポルト氏の補佐に成りたるものにして、アーンソンプール氏か、雷名を万國に轟かしたるは、實に氏の力大に與かりしものたりしなり

又佛國にて、千八百七十五年六月五日の法律により、内務省内に、佛國監獄上等議會を置くことを告示したりけるか、又は全く氏か盡力の結果に出でたるものなり、されば、爾來佛國か、此の事業の歩武を駭々として進めて、今日の隆盛を致すを得たるは、これ實に氏の力なりといはざるを得ず

特に近來に至りては、歐米の監獄事業を獎勵するを以て満足なりとせず、尙、本邦の監獄事業をまで獎勵し、はた研究するの材料を得んがために、本會會員佐野尙氏の許に通信し、書狀の往復常に絶えざりきといふ、かくの如く、氏は監獄の事業に熱中して、之か獎勵進益を圖らるゝか故に、その著述せられたる書籍の数も、また少なからざるなり、乃、千八百五十七年には、私生子の沿革研究と題する書を出版して、私生子が犯罪

不歸の鬼となられし由、同協會より、佐野尙氏の許に通知せられぬ、嗚呼監獄界の燈明臺は消え畢りぬ、吾人又何によりて、之か光明を取るべき、吾人は恰も五里霧中に彷徨する船舶の如し、されば、吾人か驚駭、悲慘、痛惜、絶望の聲ふるに物なく、之に次に、輔翼を以てするも、また決して故なきにはあらし、然りと雖も、氏が事業と、著述とは、氏か名と共に不朽に傳ふべし、吾人は之によりて、正を取り、法に循は、また大過なきに庶幾かるべきか



諷

叢

◎無給の番頭

東京 地獄耳生投す

既に無給の番頭と云ふ、さらば何に依りて衣食するか、お尋ね御尤の事なり、こは全く無給と云ふにはあらず、己が正當の御主人よりは、正當の俸給を頂戴しながら、此の御用は勿々にして、第二の御主人の御用を、一生懸命に勤むるをいふなり、或は御家計上の都合を圖り、或は奔走の御用を開き、時としては、其の賃金の

に大關係あることを論じ、千八百七十四年には、社會學の調査と題する書を著述し、千八百七十五年には、社會問題を著し、千八百八十二年には、少年者保護法の必要なる草案を起稿し、全年又瑞西監獄改良論を著述したりき、而して、氏が著述として、その名を万國に知られたるのみならず、万國の監獄をして、一生面を開かしめたるものは、實にストックホルム万國監獄議事提要、乃、これなり、本邦の如きも、既に佐野尙氏の手によりて翻譯せられ、その庇益を蒙りたること、實に少なからざりしを知るべきなり

かくも、佛國監獄界の草萊は、同氏によりて刈除せられたり、その荒蕪は、同氏の力によりて開拓せられたるのみならず、万國の監獄界の草萊荒蕪も、また同氏によりて刈除開拓せられたり、氏か功の大且高なる、天下また何人か之に比すべきものあらん、氏の如きは、眞に豪傑の士にして斯道の開拓者、斯道の耳目、斯道の祖宗なるか

然るに此の豪傑の士、斯道の祖宗たる、佛國監獄協會主幹たりしアーンソンプール、アーンソンプール、デポルト氏も命數の盡くる所、之を如何にもする能はず、千八百九十三年十二月三十一日を以て、渣然黃泉の客

利息を勘定するなせ、正當の御主人に不忠節極まれども、第二の御主人に對しては、其の無給なるにも拘らず、夫は、行届きたるものなり、ハテネ、其の第二の御主人とは、抑も如何なる御方なるか、お尋ね御尤もの事に候ふ、併し是は……

◎無給の料理人

東京 地獄耳生投す

本題の説明は、無給の番頭と同斷なれば、重ねて申さず候ふ、只異なるところは、第二の御主人の庖厨に周旋して、専ら美味を調進して、其の賞詞を蒙らんと、切々偲々するものなりとか、然れども、安價を以て調進したる美味にあらずは、其の賞詞は思ひも寄らねば、随分難澁なる役なりと傳へさ

◎中間の狡鼠

迷惑生投す

二階の天井に棲める鼠、多く食物を蓄ふるをもて、之を階下の諸動物に賣らんと思ひ、一日人目の關を忍びて、動物等に會合し、親しく賣買の約を結び、而して食物の運搬方を、便宜上鼠に托しけり、斯て鼠は約束の如く、月々食物を送りたるに、動物等は更に其の價を償はざるより、鼠は資本に窮しければ、頻に其の代價を拂はんとを、動物等に促しけるに、動物等は、

大きに怒りて、我々は約束の如く、月々其の價を償ひ居れるに、助公は二重取をなす積なるかど、突き込されければ、助は大きに辟易して、段々其の由を調べけるに、何ぞ鬨らん、中間の鼠が、其の價を私したるにてありき、嗚呼惡むべきは中間の狡鼠なり、是でも平氣で人前に、併し實際不拂ひなる動物もあらば、鼠と共に其の皮を剥きて、大鼓に張りて、ドン／＼其の罪を鳴らして可なり

獄事彙報

(明治廿七年二月廿四日 島市總島新聞)

●獄務の改良 去る八日以來近府縣典獄會議へ列席の爲め廣島縣へ出張中なる當縣典獄白倉通倫氏歸署の上は四人の作業看守押丁の勤務法及び警員の詰替へ等々獄務の改良を實行すべしとの説あり

(明治廿七年三月十七日讀賣新聞)

●東京府民と監獄費國庫支辨 東京府民が監獄費國庫支辨に熱心なる事、第五議會會中の運動に激して明かなるが、解散後の總選舉に當り各候補者に該支辨案に賛成するを誓ひたる程にて倉々第六議會開會の期も近在は過候設立したる帝國財政革新會を根據とし大に該案提出並に其通過に對する運動を爲す者にて彼の淺草同好會の如きは既に重立ちたる者一兩日前より處へ

(明治廿七年二月廿三日高知市土庫新聞)

●監獄の改良 監獄に於ては刑典典獄責任以來國々の發達より

不充分に冤訴放免となれり

(明治廿七年二月十日岐阜日日新聞)

●木挽器械を据付く 當市忠節町材木商三共社に於て頃日本挽器械を買入れ目下据付中なるが、來月下旬には當該器械を使用して木挽に着手し得べき都合なりといふ其の曉きには當市中の木挽職及び監獄署の木挽工場等は忍らなれば影響を被ふるならんが、併し該器械は小形にて大槓尺以上の材木は懸かり兼ねる應きなれば或は左程驚くべき程の影響無かるべしとも云へり死に角該器械を使用すれば木挽實は從來より餘程低廉に廻るよし

(明治廿七年三月十七日横濱貿易新聞)

●監獄の内地雜居 内地雜居は目今の問題なり然るに實地の見本はさ云ふに未だ是れ許りの見本造りに面倒の沙汰なりとは善く聞かざるの完談なるが、實際の是れを造り出しは戸部監獄の景況なり、一昨年來我居留地に混雜の起る都度、國籍問題顯れて殆んど二人位宛は突る／＼戸部監獄に繋がり居りし、現に今日とのまゝにして二人の外國人あり然れど既決の罪人にして大道を湖歩せし屍體も此處に至りては一様に公権を刺奪されて内地雜居、若木縮の仕着布子は紅毛碧眼も又光り口腹も參飯、香物のモツリに露の生命を繋ぐ時、神の未だ棄てざるを諒する云ふ、記者先達つて監獄を一見したる時二人の中一人の那職人が紙漉きの手傳を爲せるを見たるが、擔き臼の側においてコチ取りを爲す様、一般の罪人に比して別に異なるさうもなかりき、然し彼等の習慣なる衣類に肌着を用ひ能はぬ爲め最初の内は非常に寒かりし當時は其事なきと云ふ、内地雜居は監獄より始まることは治外法權撤去者も氣が附くまじ

(明治廿七年三月十三日國會)

條件附義判論

夫れ國家が罪犯に自由刑を施し其身體を拘束する所以のものに罪因を懲罰して犯罪に懲報あるを悟らしめ其心意を改良して再犯の徒たらしめざらんとするにあり故に刑罰の目的は社會の公道正義を保全して國體の安寧秩序を維持して國民の保護を全からしむるにあると罪因の

事務規律等者改良したるか尙二十七年度よりは看守俸給令を實施せらる、都合なれば同時に看守の任課にも改革を斷行すべしと云へり

(明治廿七年三月九日仙臺自由新聞)

●山崎典獄の手帳 本縣典獄山崎典義氏が前典獄中村中の後を承り兼寶崎の裡に獨立して改々々々治獄の改善策黨の整理に熱中し居るが、人皆物に讚美の意を表する所なるが、聞く所に依れば目下在監囚徒中改過通善の情狀顯著にして賞標の付與を受けたるもの一箇四十一人二箇十五人三箇九人四箇九人合計八十八人なり是れ屬へ氏が統制の宜を得たる結果にして、以て其成績の一斑を知るべし山崎典義氏が敢て小廉に安んぜず爾來益々奮勵勵精して層一層改善の實を驗するの覺悟なかるべからず

(明治廿七年三月十四日仙臺市奥日新聞)

●看守の必途 從來大坂及び北海道地方より度々巡査看守を本縣に募集せし今日に至りては最早志願する者なく宮城集治監に於ては昨年内試験に及第せし者僅かに十名以内にして其他は盡く落第のみにして看守に基た缺員を生じ事務上の困難を感ずると甚しく故今度同監の看守長高松知周氏は試験係となり大坂府に出張を命ぜられ本月七日を以て出發せり看守を大坂に募集するとは實に同監を以て鳴矢となすべし

(明治廿七年三月九日松本町信濃自由)

●獄事研究会 本日當地監獄支署にて開ける獄事研究会の問題(再審の判決に因り無罪の言説を受けたもの、名譽を復する爲め、其判決の所は其請求に依り揭示すべきか、或は一定の期限内に於て請求を俟たず揭示するものなる乎)の討究なりと云ふ

(明治廿七年三月十五日毎日新聞)

●福島縣監獄不始末事件 一時世の注目を惹ける福島縣監獄に於ける不始末事件は其の發覺以來豫審審問に滿一ヶ月を費し監獄に於ける豫審審問終結となりたるが、其結果元典獄林松其其他書記看守長職の監獄職數目一日より多く監獄の費率一年より増し殆んど其半止する所なるが如くなるは罪刑の權衡其當を失ひて懲罰に未だ犯罪を改後する能はずと峻利嚴罰を施すに猶未だ悔悟人民の目的を達する能はざるが爲めにあらずして何ぞ乎此に於て、世人往々刑法及び刑罰改正の急務なるを説き中には監獄に分房を設けて罪因を個別に監禁し初犯の罪因中情狀を調査すべきも又は誤て刑律に罪因たるもの向ては徐るに調査を加へて之を改善せむべきに懸して罪因を再三犯因徒と混同せしめ之を起臥寢食を與にせずして知らず承らす彼れに感化せられ獄會をして一種の罪惡教場たらしむべしと痛諭する者あるに至れり

監獄に分房を設けて罪因を個別に監禁するは歐米諸國に於て既に之を實施し其効驗の如きは固より同房制の比にあらざるべきも經罪因の重罪因に對する百分比例は左表の如くにして其服役日數の平均二ヶ月に過ぎざるに於ては悉く之を分房に監禁するを要せざるのみならず今通の許さるるを奈何せん

十九年	重罪因	輕罪因
二十年	三十強	七十強
廿一年	四十一弱	六十九弱
廿二年	四十九	五十一弱
廿三年	三十弱	七十強
廿四年	三十九弱	六十四弱
	三十六弱	

分房を設けて罪因を個別に監禁するは改後通善の實を擧ぐるの眞法たるも巨額の費給を備ふるにあらざるは之を施行する能はざるべきを以て他に眞法を確究査査し之れを同一の目的を達せしむるに立法者の實務にして目前の急務たるなり人或は初犯の罪因中其情狀輕きものに限り特に自宅執業を許し之を獄會に安置せらるに於ては其効驗も却て分房監禁より顯著ならんと思ふ者あるも罪因は多く力役者にして其業務も概れ身體の勞動にあり故に之れに適當の職業を強制せんとする客易の業にあらざるのみ之れに嚴正の監督を加へんとする難事たれば夫

の英米諸國に行はるゝ、其刑罰を爲すに同時一定期限内に再犯者は監禁刑を犯さるに於ては中止の執行を中止して刑罰を消滅せしめ若し法律違犯の所爲あるに於ては中止の刑を執行せしむとの條件を宣告する條件附刑なる方法を採用する唯一手段あるのみ

此條件附刑宣告なるものは北米合衆國マサチューセツツ州敦士波府に於て始めて之を採用し之が成績奈何を試みたるに千八百七十九年より千八百八十三年に至る五ヶ年間に於て此宣告を受けたる二千八百三人中再犯を出したる僅に二百二十三人に過ぎざり此に於て同州は之を全般に及ぼして諸州の之を採用したるもの多し歐洲に於て英國自耳佛率之を採用して佛獨逸諸國の法律社會に之を賛成する者日一日より多きを加ふれば此方法の歐美各國に採用せらるゝに至る蓋し近きにあらん

(明治廿七年二月十三日熊本新聞)

●差入物の調査 熊本縣監獄の差入食品は是迄三度も計しあり又菜の如き單に菜と認めて届け置けば何日間にも差支なかりしも近頃ある辨當屋の内にて竊に飯の中に餅をつめて差入したりしもの發覺したれば夫より差入物の調査一層嚴密となり朝飯の差入は一切許さぬこととし且つ度毎に菜の献立まで一届け出でざるべからざるべしとなり他の辨當屋は大に面倒を感じ居れり

(明治廿七年二月十四日福岡日々新聞)

●三池染治監囚徒の病因に就て 同監に於ては從來在囚人の比較上著しく病囚多かりしと致て之れが病因を研究するものなく唯だ囚徒の大部分が炭坑に出入して其空気を呼吸するに因るものと爲し居たるに現典獄官井氏赴任以來病囚の多きのみならず就中瘰癧病(瘰癧より出血する者)の多きは惟り炭坑に出入して其空気を呼吸するのみにあらず他に病因からんを認め醫員をして調査せしめし其結果として囚徒の食品中に蔬菜を配合して與へざるより瘰癧病を始めし其他の病症を發するものと知り直ちに食菜の配合を改正せしに果して其効空しからず漸次に病囚の減少を見るに至りたり此に於て尙又た食菜のみに注意せんとすも同地は山間の僻地にして田園少く蔬菜の如きは需用供給相償は

數反多を會入れ費用の濫索を培養せんとし主審大臣へ伺申なりし所聞三日前許可ありしと云ふ、然れども此至國のみにては未だ同監の費用に應ずるに足らざれば全地の農業家は大に蔬菜を培養して同監に賣り込まば利益多からん云へり

(明治廿七年二月廿三日大阪毎日新聞)

●新成監獄の近況 常陸師範養成監獄に於ける目下の囚人現在已決八拾五名未決十九名にて逃亡犯最も其多數を占め居る由なるが昨年十一月官制改革に因り新井道三氏監獄長となり爾後職務の方針を改良し初犯再犯を區別し初犯者は炊事、木工、洗濯の輕役に服せしめ再犯以上は米播り、麥播り又は米搗の役に従事せしめしが、尙ほ練兵の不然學科教授の困難等にて其同費の嚴なるに堪へず遂に脱營の心を起して逃去する者あるにより毎日午前午後二回に各一時間練兵の傳習を爲し又學科の教授も看守長及看守其教官の任に當つて毎日二回(一時間宛)實施せしめしかば實施以前の囚人數と比較すれば大に減少の模様なりと、同日法官部長井上理事長同監獄を巡視し其の視察する處を北白川官師團長殿下に具申し更に同殿下より新井監獄長に御下問あり大に御感賞を蒙りしに付き新井監獄長は歸獄の上直ちに監守長書記看守押丁等を召集し其旨を傳へ將來の獎勵を爲したりと云ふ因に記す目下同監官の現在看守長三人書記三人看守十五人押丁十人にて舊令によれば武官組織なるを以て押丁より看守迄階級すると能はざりしが新令には文書組織に改まり看守は勿論監獄長に到る迄昇進するの道開けしにより官吏何れも獎勵心を起し職務に勉強しつゝありと

會 告

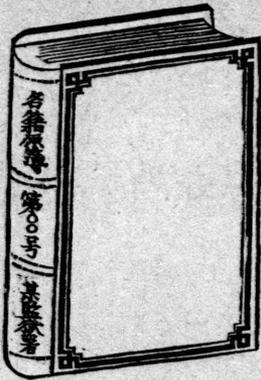
今回は新則問答、及、本會よりの質疑應答を省けり、次號には之を掲ぐることを致し候はん、又、小説は、今回よりは隔號に之を掲ぐることに決定いたしぬ、其

◎豫約請負廣告

◎名籍原簿

西洋本クロース
脊皮上等綴

小口一枚 金三錢五厘



右名籍原簿は巻頭第壹葉を本紙を稍や長くし其長き所に種目を印し之を折込置き而して本紙には種目を除き單に登記すべき所のみを御訓令の種目三欄に別し印致し置き候得ば御使用の時種目相成時は折込置きたる物を引延し置き本紙に御線符合致す様調製致したる物にて其帳終結に至る迄野線符合致す様調製致したる物にて其帳終結に至る迄と存じ候

囚人身分帳

五百部以上壹部に付金六錢
千部以上全 金五錢

◎刑事被告人々名録。囚人名録。刑 一枚 金貳厘五毛
出監簿。死亡帳。假出獄證書

右各帳簿類各監獄署より陸續御註文の榮を賜はり目下調製中に御座候に就而は此際各御監の御便利を計り身分帳(表紙を除き中身に限り)及び各帳簿類何れにても一葉貳厘五毛(但半截のものは一厘五毛)の割合にて印刷仕り居候に付御註文に應じ可申且つ名籍原簿以下は御監により枚数の多少も可有之に付御都合に依り製本御望みに候はば本綴假綴とも精々特何れも御承知の事と存じ候間別段改めて見本は差上申候得共寸毫の相違も無之様調製可仕候尤別段御好みも御座候はば原稿御遣し被下度候
弊舎は舊監獄官練習所に於て監獄に關する書籍及諸帳簿は熟練致居候殊に本帳は内務省御訓令の難形に基き前記の定價を以て調製仕居候御入用の御監は其の部數御申越次第直に調製御送付可致候尤も監名摺込其他特別の御註文有之候節は其旨詳細御申込下度願上候

東京並木活版所

監獄協會 池田宗平 監獄協會在版主在